

伊勢市公報

第442号
令和6年4月5日
金曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市表彰条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市こども家庭センター条例	32
○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部を改正する条例	40
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	45
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	50
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
○ 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	68
○ 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	76
○ 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82
○ 伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例	88
○ 伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	91
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	94
○ 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	98
○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例	100
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	102
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	104
○ 伊勢市都市計画法条例の一部を改正する条例	119
規 則	
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	123
○ 伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則	125
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	127

○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	129
○ 伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則	131
○ 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する規則	133
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則	135
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	142
○ 名勝二見浦保存活用計画策定委員会規則	144
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	147
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	154
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	161
○ 伊勢市こども家庭センター条例施行規則	165
○ 伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	168
○ 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	175
○ 伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	177
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	179
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	182
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	189
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	191
○ 伊勢市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	196
○ 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則	198
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	213
○ 伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	216
○ 伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部を改正する規則	219
○ 伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則	221
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則の一部を改正する規則	223
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則	225
○ 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	227
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	229
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	231
○ 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	233
○ 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則	235
訓令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	239
消防本部訓令	
○ 伊勢市建築同意事務等取扱規程の一部を改正する訓令	242
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程	244
○ 伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程	246
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	248
○ 伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程	250
○ 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程を廃止する規程	252
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	254

病院事業管理規程

- 伊勢市病院企業職員就業規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程 256
- 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 259
- 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程 261
- 伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程 263
- 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程 265
- 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 270
- 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程 273
- 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程 275

告 示

- 伊勢市岡本町財産区議会の招集について 277
- 指定納付受託者の指定について 278
- 指定納付受託者の指定について 279
- 認可地縁団体の告示事項の変更について 280
- 認可地縁団体の告示事項の変更について 281
- 放置自転車等の撤去及び保管について 282
- 道路の区域変更について 284
- 道路の区域変更について 285
- 市道の路線の認定について 286
- 道路の区域の決定について 288
- 道路の供用開始について 290
- 伊勢都市計画道路の変更について 292
- 指定納付受託者の指定について 293
- 指定納付受託者の指定について 294
- 指定納付受託者の指定について 295
- 指定納付受託者の指定について 296
- 指定納付受託者の指定について 297
- 指定納付受託者の指定について 298
- 指定納付受託者の指定について 299
- 指定納付受託者の指定について 300
- 指定納付受託者の指定について 301
- 伊勢市人事行政の運営等の状況について 302
- 令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について 322
- 令和6年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について 323
- 地籍調査の実施について 324
- 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について 325
- 伊勢市宮宇治駐車場の使用料の収納の事務の委託について 326
- 伊勢市が設置した自転車等駐車場及び自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去、保管等に係る手数料の収納の事務の委託について 327
- 体育施設等の使用料の収納の事務の委託について 328
- 令和5年度補正予算の要領について 330
- 令和5年度補正予算の要領について 334
- 令和5年度補正予算の要領について 365
- 令和6年度当初予算及び令和5年度補正予算の要領について 370

教育委員会告示

- 教育委員会会議の招集について 435

上下水道事業告示

- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 436

公 告

- 公示送達 437
- 伊勢志摩地域自転車等活用推進計画及び伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画の策定について 438
- 公示送達 439
- 公示送達 440
- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 442
- 農用地利用集積計画について 443

岡本町財産区条例

- 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例 444

岡本町財産区規則

- 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則 447

監査委員公表

- 令和5年度定期監査等結果の公表について 449
- 令和5年度財政援助団体等監査結果の公表について 465

正 誤

475

伊勢市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市表彰条例の一部を改正する条例

伊勢市表彰条例（平成 17 年伊勢市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 伊勢市民功労賞は、次のア又はイに掲げる表彰事由の区分に応じ、当該ア又はイに定める場合は、重ねて表彰することができる。

ア 第 3 条第 1 号に規定する表彰事由 異なる表彰事由に該当する場合

イ 第 3 条第 2 号又は第 3 号に規定する表彰事由 その功績が特に顕著であると認められる場合

第 10 条に次の 1 号を加える。

- (3) 伊勢市民栄誉賞は、異なる表彰事由に該当する場合は、重ねて表彰することができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊勢市監査委員条例（平成17年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年伊勢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部名勝二見浦保存管理計画運営委員会の項中「関すること」の次に「(名勝二見浦保存活用計画策定委員会の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

名勝二見浦 保存活用計 画策定委員 会	名勝二見浦の保 存活用計画の策 定に関する事項 についての調査 審議に関するこ と。	15人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 地域住 民 (3) その他 市長が必要 と認める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
------------------------------	---	-----------	--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	日額	10,000円
---------------------------	----	---------

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例（平成29年伊勢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「要保護児童対策地域協議会」の次に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2第1項に規定する協議会」を加える。

第2条第5項中「（平成13年法律第31号）」を削る。

第3条各号列記以外の部分中「第25条の2第2項」の次に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条の2第3項」を加え、同条第2号中「保護」の次に「（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）」を加え、同条第4号を削る。

第4条第2項第1号中「児童福祉」を「福祉」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤

務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。) をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの
- 2 任命権者は、第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び退職手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第15条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の

状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額（基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び退職手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第24条中「、第15条」を削る。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第27条中「、第17条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の見出し中「令和6年3月」を「令和7年3月」に改め、同項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の金額の特例）

- 4 別表第3の1の項、別表第4の1の項及び5の項並びに別表第11の2の項、6の項及び11の項に掲げる手数料を徴収する事務（以下この項において「対象事務」という。）のうち、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付するものに係る手数料の金額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

の間、当該対象事務に係る別表第3、別表第4及び別表第11の当該規定に規定する手数料の金額から100円を減じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「民間端末機」を「多機能端末機」に改め、同条中「民間端末機」を「多機能端末機」に、「民間事業者」を「民間事業者等」に改める。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける対象者が前項の規定による申請を行い市長が同項の受給資格の認定をしたときは、市長は、当該対象者に対しその旨を通知するものとする。

第9条第4項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第4条第1項ただし書を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正す
る。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない
い」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信
（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自
動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除
く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これ
らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」
を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条（見出しを含
む。）の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市こども家庭センター条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市こども家庭センター条例

(設置)

第1条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、伊勢市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 こども家庭センターの位置は、伊勢市宮後1丁目1番35号とする。

(業務及び事業)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務及び事業を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
 - (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる事業
- (施設)

第4条 前条第2号に掲げる事業は、伊勢市中央保健センター（伊勢市中央保健センター条例（令和4年伊勢市条例第40号）第1条に規定する伊勢市中央保健センターをいう。）で行う。

(利用対象者)

第5条 こども家庭センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、第3条各号に掲げる業務又は事業の対象となる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども家庭センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずること

ができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) こども家庭センターの施設、設備又は附属器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。
- (5) こども家庭センターの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失によりこども家庭センターの施設、設備又は附属器具を亡失し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成27年伊勢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表一時保育の項中「0歳児から2歳児まで」を「0歳から2歳までの児童」に、「3歳児」を「3歳である児童」に、「4歳児から6歳児まで」を「4歳から6歳までの児童（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）」に改め、同表備考4中「の属する月の初日」を削り、同表備考5及び備考6を次のように改める。

5 休日保育の特別保育料には給食の費用を含む。

6 一時保育における半日は、午前保育（午前8時30分から午後0時30分までの間における保育をいう。）又は午後保育（午後0時30分から午後4時30分までの間における保育をいう。）とする。

別表備考に次のように加える。

7 一時保育における給食は、1日又は半日（午前保育に限る。）の場合に利用できるものとする。

8 一時保育における備考2(1)及び(2)に掲げる世帯に属する児童の利用に係る特別保育料（給食に係るものを含む。）は、無料とする。

9 一時保育における備考2(1)及び(2)に掲げる世帯以外の世帯に属する児童であって、0歳から2歳までのものの初回の利用に係る特別保育料（給食に係るものを除く。）は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利

用に係る特別保育料について適用し、同日前の利用に係る特別保育料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に一時保育を利用した児童であって、0歳から2歳までのものに対する改正後の別表の規定の適用については、同表備考9中「初回の利用」とあるのは、「令和6年4月1日以後最初に一時保育を利用する時の当該利用」とする。

伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部を改正する条例

(伊勢市児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 伊勢市児童発達支援センター条例(令和2年伊勢市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に改める。

第3条第1号中「以下」を「肢体不自由(同項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童に対して治療を行うものを除く。以下単に」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正)

第2条 伊勢市こども発達支援施設条例(平成28年伊勢市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活に必要な機能訓練、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等」を「日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等」に改める。

第3条第1号中「以下」を「肢体不自由(同項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童に対して治療を行うものを除く。以下単に」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部を改正する条例

伊勢市障害児放課後等支援施設条例（平成31年伊勢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいい、障害児である者が18歳に達した日以後継続して高等学校又は特別支援学校に在学している場合における当該者）」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）（以下これらを「小学校等」と総称する。）に在学する障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいい、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者）」に改める。

第3条第1号中「（平成17年法律第123号）第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

第6条第1項ただし書中「小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校」を「小学校等」に改め、「休業日」の次に「（専修学校及び各種学校にあっては、これらに準ずる休業日）」を加える。

第8条中「小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校」を「小学校等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正）

2 伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 休館日 次のアからウまでに掲げる施設の区分に応じ、当該アからウまでに定める日

ア 伊勢市おひさま児童園 伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）第7条に定める当該施設の休館日

イ フレンズ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例（平成31年伊勢市条例第9号）第7条に定める当該施設の休館日

ウ ア及びイに掲げる施設以外の施設 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

第8条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 伊勢市おひさま児童園 伊勢市こども発達支援施設条例第6条に定める当該施設の開館時間

(3) フレンズ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例第6条に定める当該施設の開館時間

第9条の2第1号中「(平成28年伊勢市条例第32号)」を削り、同条第2号中「(平成31年伊勢市条例第9号)」を削る。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 17 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例（令和 4 年伊勢市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 77 条の 2 第 1 項」を「。以下「法」という。）第 77 条の 2 第 2 項」に改める。

第 3 条の見出しを「(事業及び業務)」に改め、同条各号列記以外の部分中「事業」の次に「及び業務」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第 77 条の 2 第 1 項各号に掲げる事業及び業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業及び業務

第 5 条第 1 号中「事業」の次に「及び業務」を加える。

第 8 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前号に掲げる者のほか、第 3 条各号に掲げる事業又は業務の対象となる者

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、三重県」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第12条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、

「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出しを「（基礎賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第15条から第17条までを次のように改める。

第15条から第17条まで 削除

第17条の2を削る。

第18条中「又は第15条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。））」を削る。

第18条の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第18条の4の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の5の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第18条の6から第18条の9までを次のように改める。

第18条の6から第18条の9まで 削除

第18条の10中「又は第18条の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第18条の11第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第21条第1項中「、第15条、第18条の3若しくは第18条の6」を「若しくは第18条の3」に、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「若しくは第17条」を削り、同条第2項中「、第15条、第18条の3若しくは第18条の6」を「若しくは第18条の3」に改め、「若しくは第17条」を削る。

第22条第1項各号列記以外の部分中「又は第15条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を

「54万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第15条」及び「又は第18条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条」を削る。

第23条第1項中「又は第17条」を削り、「第14条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第17条」、「又は第18条の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第18条の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第17条」を削り、同条第6項中「又は第17条」、「又は第18条の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第18条の5第2項」と」を削る。

第24条第1項各号列記以外の部分中「又は第15条」を削り、同条第3項中「又は第15条」及び「又は第18条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条」を削り、同条第7項中「又は第15条」及び「又は第18条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条」を削る。

第31条中「、第15条」及び「、第18条の6」を削り、「、第22条」を「及び第22条」に改め、後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万6,391円」を「3万6,261円」に改め、同項第2号中「4万9,280円」を「4万8,348円」に改め、同項第3号中「5万6,862円」を「5万5,600円」に改め、同項第4号中「6万6,718円」を「7万910円」に改め、同項第5号中「7万5,816円」を「8万580円」に改め、同項第6号中「8万7,188円」を「9万2,667円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「9万979円」を「9万6,696円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「9万8,560円」を「10万4,754円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「11万3,724円」を「12万870円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「13万2,678円」を「14万1,015円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「15万1,632円」を「16万1,160円」に改め、同号ア中「500万円以上750万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第13号イ」に改め、同項第12号中「15万5,422円」を「16万9,218円」に改め、同号ア中「750万円以上1,000万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「17万586円」を「19万3,392円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 18万5,334円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,228円」を「2万2,562円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,228円」を「2万2,562円」に、「3万326円」を「3万2,232円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,228円」を「2万2,562円」に、「5万3,071円」を「5万5,197円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項

第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある他の本体事業所等」を「他の本体事業所等」に改め、同項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所」を「他の事業所」に改める。

第70条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号に次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活

支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう

に努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療

機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第

3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速

やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居

宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第2号及び第203条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資

する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第172条中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある他の本体事業所等」を「他の本体事業所等」に改め、同項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所」を「他の事業所」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定

する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話

装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医

療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中の「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項第2号及び第91条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努

めなければ」とする。

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4

号中「次章の規定」の次に「（第34条第29号の規定を除く。）」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第34条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第37条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める部分に限る。）及び第37条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第25条第3項（同条例第36条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」を「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に、「指定介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス

計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める部分に限る。)及び第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例をここに
公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項の規定により三重県が行う土地改良事業（以下「県営土地改良事業」という。）に係る法第91条の2第6項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、その土地の全部又は一部につき、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めた旨の公告の日から、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(特別徴収金の徴収方法)

第4条 特別徴収金は、納入通知書により市長が指定する期日までに納付するものとする。

(特別徴収金の徴収猶予及び免除)

第5条 市長は、災害その他特別の事情があると認める場合には、徴収すべき特別徴収金について徴収を猶予することができる。

2 市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他当該土地につき特別徴収金を徴収しないことが相当であると認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市漁港管理条例及び伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市漁港管理条例の一部改正)

第1条 伊勢市漁港管理条例(平成17年伊勢市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条第3項中「1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)」を「10年」に改める。

第16条第1項中「又は占有の」を「若しくは占有の」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

(伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成17年伊勢市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊勢市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市漁港管理条例第12条第3項の規定

は、この条例の施行の日以後に申請される占用の許可について適用し、同日前に申請された占用の許可については、なお従前の例による。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を次のように改める。

(5) 市のウェブサイト

第6条第1項各号列記以外の部分中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法」を「被災市街地復興特別措置法」に、「第4号及び第6号」を「、第5号及び第7号」に改め、同項第2号中「親族」を「者があるときは、その者が親族」に、「婚姻の予約者」を「婚姻の予約者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童」に、「がある」を「である」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号ア中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項第3号ア」を「第1項第4号ア」に改め、同項第1号中「ア又はイ」を「アからオまで」に改め、同号ア中「障害者基本法」を「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に、「身体障害者福祉法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）」に、「精神障

害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」を「精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）」に、「(ウ) に」を「(イ) に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

第6条第4項第1号に次のように加える。

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第6条第4項を同条第3項とする。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第5号まで」を「前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第4号イ」に改め、「(老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第6号まで)」を削り、「、当該災害」を「当該災害」に改める。

第27条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第4号」に改める。

第40条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、この条例による改正後の伊勢市営住宅管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を

ここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第164号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第39条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納

税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては
ものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次
条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1
期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人
の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規
定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）
及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4
期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以
上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗
じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載
すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては
ものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分
割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人
の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期におい
てはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて
得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ
き各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期におい
ては
ものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人
の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係
る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定に
より普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を

同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が

1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における

税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金

額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満

であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用について

ては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第10項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に

改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第17項を削り、同条第18項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とする。

附則第10の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度

分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則

第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の
額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則
第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得
割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則
第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の
所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則
第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得
割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則
第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の
所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第31号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同

じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第７項及び第９項」を「附則第６項及び第８項」に、「附則第７項及び第10項」を「附則第６項及び第９項」に、「附則第７項、第８項、第10項及び第11項」を「附則第７項、第９項及び第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第９項から第11項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第21条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府

の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉事務所長事務委任規則（平成28年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 児童福祉法第21条の18第1項の規定による勧奨及び支援に関すること。

(3) 児童福祉法第21条の18第2項の規定による措置に関すること。

第9条第16号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和6年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（令和2年伊勢市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に、「支払日前 7 日」を「支払日」に改める。

別表条例第 28 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「所有に係る住宅又は家財」を「所有に係る住宅（その者の居住の用に供しているものに限る。）又は家財（その者の使用に係るものに限る。）」に、「損害を受けた者につき算定した料額で、減免の申請日」を「損害を受けた者につき算定した料額で、当該損害を生じた日」に、「障害者となった者につき算定した料額で、減免の申請日」を「障害者となった者につき算定した料額で、当該障害者となった日」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和6年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則
第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

災害応急 支援業務 手当	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、国又は地方公共団体等からの要請に基づき本市以外の当該災害が発生した地域に派遣されて行う応急対策に係る支援業務であって、市長が定めるものに従事したとき（本市以外の地方公共団体等から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。	日額	1,000
--------------------	--	----	-------

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則別表の規定により令和6年1月1日から同年2月29日までの期間に係る災害応急支援業務手当を支給する場合における改正後の規則第5条の規定の適用については、同条中「翌月の給料支給日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当等事務取扱規則（平成 26 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号中「第 56 条第 7 項若しくは第 8 項」を「第 56 条第 6 項若しくは第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する規則

をここに公布する。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する
規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則（令和5年伊勢市規則第44号）
- (2) 伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則（令和5年伊勢市規則第63号）
- (3) 伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則（令和5年伊勢市規則第48号）
- (4) 伊勢市インバウンド調査業務受託者選定委員会規則（令和5年伊勢市規則第51号）
- (5) 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則（令和6年伊勢市規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則
 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則（平成27年伊勢市規則第 6 号）
 の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「事務運営費」の次に「(家賃補助分を除く。)」を加える。
 別表事務運営費の項を次のように改める。

事務運 営費	まちづくり協 議会の運営に 要する経費 （家賃補助分 については、 事務所の賃借 に要する経費 に限る。）	次の各号に掲げる資金の区分 に応じ、当該各号に定める額の合 計額とする。 (1) 基本額 180万円を上限と する。 (2) 家賃補助分(事務所を賃借 している場合に限る。) 60 万円を上限とする。 (3) 集落支援員分(まちづくり 協議会の代表者、役員その他 運営組織に属する者が伊勢 市集落支援員設置要綱(令和 6年 月 日施行)第 1 条に 規定する伊勢市集落支援員 を兼ねている場合に限る。) 60万円を上限とする。	人件費、会 議費、賃借 料、通信運 搬費、光熱 水費、備品 購入費等
-----------	--	--	---

別表備考 4 中「事務運営費」の次に「(家賃補助分を除く。)」を加える。
 様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地
協議会名
代表者氏名

ふるさと未来づくり資金交付申請書

年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり交付されるよう伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
（内訳）

事務運営費（基本額）	円
事務運営費（家賃補助分）	円
事務運営費（集落支援員分）	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円
活動事業の内容等	
備考	

2 添付書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

ふるさと未来づくり資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと未来づくり資金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

(内訳)

事務運営費（基本額）	円
事務運営費（家賃補助分）	円
事務運営費（集落支援員分）	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円

2 交付の条件

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

ふるさと未来づくり資金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
年度ふるさと未来づくり資金の事業の実績を、次のとおり関係書類
を添えて報告します。

1 交付決定額 円

（内訳）

事務運営費（基本額、家賃補助分 及び集落支援員分の合計額）	円
活動事業費（基本額 及び世帯割の合計額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
広報紙配布等協力金	円

2 事業の実績

事務運営費（基本額、家賃補助分 及び集落支援員分の合計額）	
活動事業費、地区まちづくり計画 に基づく事業内容等（事業名、 事業内容、進捗状況等）	
広報紙配布等協力金	

3 添付資料

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第11条第2項、別表並びに様式第5号、様式第6号及び様式第8号の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）第15条第2項に規定するふるさと未来づくり資金（以下「資金」という。）について適用し、同日前の申請に係る資金については、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表備考6中「若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名勝二見浦保存活用計画策定委員会規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

名勝二見浦保存活用計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、名勝二見浦保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」を「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改める。

「第 4 章 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」を「第 4 章 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改める。

第 11 条の 2 の 2 の前の見出しを削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「第 8 条の 3 第 1 項の深夜（条例第 8 条の 3 第 1 項）」を「第 8 条の 4 第 1 項の深夜（同項）」に改め、同項を同条とし、同条を第 11 条の 2 の 4 とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)」を付し、第 4 章中同条の前に次の見出し及び 2 条を加える。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第 11 条の 2 の 2 職員は、条例第 8 条の 3 第 1 項の請求を行う場合には、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして行うものとする。

2 任命権者は、条例第 8 条の 3 第 1 項の請求があった場合においては、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障

が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第 8 条の 3 第 1 項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 4 条例第 8 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

第 11 条の 2 の 3 条例第 8 条の 3 第 1 項の規定による請求がされた後、早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなっ

た場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第 8 条の 3 第 1 項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前 2 項の場合において、職員は遅滞なく、第 1 項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

5 条例第 8 条の 3 第 1 項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 11 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項」を「第 8 条の 4 第 1 項」に改める。

第 11 条の 4 第 1 項第 4 号中「民法（明治 29 年法律第 89 号）」を「民法」に改め、同項第 5 号中「第 11 条の 2 の 2 第 2 項」を「第 11 条の 2

の4」に改める。

第11条の5の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第11条の5 削除

第11条の6第1項中「第8条の3第2項又は」を「第8条の4第2項又は」に、「条例第8条の3第2項の」を「同条第2項の」に改め、同条第2項及び第3項中「第8条の3第2項又は第3項の」を「第8条の4第2項又は第3項の」に、「条例第8条の3第2項又は第3項に」を「同条第2項又は第3項に」に改め、同条第5項中「第8条の3第2項」を「第8条の4第2項」に改める。

第11条の7中「第8条の3第2項」を「第8条の4第2項」に改める。

第11条の8を次のように改める。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条の8 第11条の2の2から前条まで(第11条の2の2第4項、第11条の2の3第1項第3号から第5号まで及び第5項、第11条の2の4、第11条の4第1項第3号から第5号まで並びに前条第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条の2の3第1項第1号、第11条の4第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条の2の3第1項第2号、第11条の4第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第11条の6第2項中「同条第2項又は第3項に」とあるのは「それぞれ同条第2項に規定する支障の有無又は同条第3項に」と、同条第3項中「条例第8条の4第2項又は第3項の」とあるのは「条例第8条の

4 第 3 項の」と、「同条第 2 項又は第 3 項に」とあるのは「同項に」と、前条第 2 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

第11条の 9 中「深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求書の様式その他この章の規定の実施」を「この章に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「深夜勤務」を「早出遅出勤務並びに深夜勤務」に改め、同条中「第 8 条の 3」を「第 8 条の 3 及び第 8 条の 4」に改める。

(伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成 29 年伊勢市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ク中「キ」を「ク」に改め、同号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「第 8 条の 3 第 2 項」を「第 8 条の 4 第 2 項」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第 8 条の 3 第 1 項」を「第 8 条の 4 第 1 項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項（会計年度任用職員勤務時間規則第 9 条において準用する場合を含む。）に規定する早出遅出勤務

第 2 条第 4 号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号オを同号カとし、同号エ中「第 8 条の 3 第 4 項」を「第 8 条の 4 第 4 項」

に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第 8 条の 3 第 4 項」を「第 8 条の 4 第 4 項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 勤務時間条例第 8 条の 3 第 2 項（会計年度任用職員勤務時間規則第 9 条において準用する場合を含む。）に規定する早出遅出勤務
附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する
規則

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 8 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号。以下「職員期末手当等規則」という。）第 6 条の規定は、条例第 8 条第 1 項において準用する伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）第 25 条第 2 項に規定する在職期間について準用する。この場合において、職員期末手当等規則第 6 条第 1 項中「給与条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第 17 号）の適用を受ける職員として在職した期間（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）第 13 条第 1 項の 1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものであった期間を除く。）」と読み替えるものとする。

2 基準日前 6 箇月以内の期間において、伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 169 号）又は伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 124 号）の適用を受ける会計年度任用職員（以下「企業会計年度任用職員」という。）が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、その期間内において企業会計年度任用職員として在職

した期間を前項の在職期間に算入する。

- 3 前2項に定めるもののほか、条例第8条第1項において準用する給与条例第25条から第27条までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条中「伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）」を「職員期末手当等規則」に改め、「第25条第1項」の次に「並びに条例第8条の2第1項及び第15条の2第1項において準用する給与条例第28条第1項」を加え、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第13条 条例第15条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が20時間に満たない者
- (2) 前号に類するものとして任命権者が別に定める者

2 条例第15条第1項において読み替えて準用する給与条例第25条第4項に規定する基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬の日額及び地域手当に相当する報酬の日額に、基準日現在において定められている1箇月当たりの勤務すべき日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額（月ごとに勤務すべき日数を定め

るパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日現在における基本報酬の日額及び地域手当に相当する報酬の日額を基礎として別に定める方法により月額に換算した額)

(2) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬の時間額及び地域手当に相当する報酬の時間額に、基準日現在において定められている1箇月当たりの勤務すべき時間数をそれぞれ乗じて得た額の合計額(月ごとに勤務すべき時間数を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日における基本報酬の時間額及び地域手当に相当する報酬の時間額を基礎として別に定める方法により月額に換算した額)

3 第8条第1項及び第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第15条第1項において準用する給与条例第25条から第27条までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の成績率は、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、条例第15条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第28条第3項に規定する基本報酬を月額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額について準用する。

3 第9条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、条例第15条の2第1項において準用する給与条例第28条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)は、市長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 職員期末手当等規則第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間について準用する。この場合において、同条第1項中「給与条例の適用を受ける職員として在職した期間」とあるのは、「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則第13条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものであった期間を除く。)」と読み替えるものとする。

3 基準日前6箇月以内の期間において、企業会計年度任用職員が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、その期間内において企業会計年度任用職員として在職した期間を前項の勤務期間に算入する。

4 前3項に定めるもののほか、条例第8条の2第1項において準用する給与条例第28条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

附則第 5 項の見出し中「令和 6 年 3 月」を「令和 7 年 3 月」に改め、同項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「第 11 条第 1 号及び第 2 号」を「第 12 条第 1 号及び第 2 号」に改める。

別表第 1 中「職務別基準表」を「職種別基準表」に改め、同表女性相談員の項中「女性相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別記様式給与の項中「期末手当の支給」を「期末手当及び勤勉手当の支給」に改め、「期末手当（計算方法：報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前 6 箇月以内の報酬の 1 月当たりの平均額）に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）」を削り、「期末手当 6 月 30 日」を「期末手当及び勤勉手当 6 月 30 日」に改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「会計年度任用職員」を「この号において「会計年度任用職員」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中「第 2 号」を「第 2 号及び第 3 号」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 2 号（ウを除く。）及び第 3 号」を「第 2 条第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者であって非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のうち勤勉手当

の支給対象者であるもの（以下この号において「会計年度任用職員」という。）その他市長の定める者を除く。）以外の職員となったもの

ア 第2条第2号ア、イ及びエに掲げる者

イ 会計年度任用職員

第15条中「第19条」の次に「又は第19条の2」を加え、「以下同条において」を「以下」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年6月の勤勉手当の特例）

2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日において、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）、伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）又は伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の適用を受ける会計年度任用職員として任用され、施行日に会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として任用された者については、施行日前の会計年度任用職員であった期間を第1条の規定による改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則第9条第2項及び第3項並びに第14条第3項の勤務期間とみなして、これらの規定を適用する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4条第1項又は第2項」を「第4条第1項又は第3項」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）による医療の給付を受ける者に対して受給資格の認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に、福祉医療費受給資格認定（更新）通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

第8条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者のうち高確法による医療の給付を受ける者にあつては、その者につき、条例第4条第1項の規定による受給資格の認定又は同条第3項の規定による受給資格の更新の申請があつた時に、当該受給資格者につき第1項の規定による申請があつたものとみなす。ただし、当該受給資格者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



福祉医療費受給資格認定（更新）通知書

医療費助成申請の対象者 _____

上記の者に係る福祉医療費受給資格につきまして、次のとおり認定します。

受給資格証番号	
資格取得年月日	
有効期間	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市こども家庭センター条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市こども家庭センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市こども家庭センター条例（令和6年伊勢市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、伊勢市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他の職員

(開館時間)

第3条 こども家庭センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 こども家庭センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、こども家庭センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(遵守事項)

第5条 こども家庭センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 指定場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他市長がこども家庭センターの管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(苦情の解決)

第6条 市長は、こども家庭センターの業務及び事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、こども家庭センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情解決責任者は、センター長とする。
- 3 センター長は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。
- 4 センター長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。
- 5 センター長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市一時保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「一時保育登録変更届出書」を「一時保育登録変更届」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

一時保育登録申込書

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名 (続柄)

電 話

下記のとおり、一時保育の登録を申し込みます。

一時保育の登録及び利用に当たり、伊勢市が生活保護等の受給状況について調査することに同意します。

記

ふりがな		性別	男・女
児童氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	
生活保護等受給の有無	有 無		
利用の理由	<input type="checkbox"/> 就労等のため <input type="checkbox"/> 緊急のため <input type="checkbox"/> リフレッシュ等のため ()		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



一時保育登録承認通知書

先に申請のありました一時保育の登録について、下記のとおり承認したので通知します。

記

登録番号	
児童の氏名	
児童の生年月日	年 月 日 生
保護者住所	
保護者の氏名	
生活保護等 受給の有無	
利用の理由	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

一時保育登録解除届

（宛先）伊勢市長

〒 -

住 所

保護者氏名 （続柄 ）

電 話

このことについて、下記のとおり提出します。

記

登 録 番 号	
児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第141号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則
伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則（平成23年伊勢市規則第45号）
の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

旭団地 〃（特定公 共賃貸住 宅）	平成9年	〃	旭町49番地1	中層耐火4階 建	24
	平成10年	〃		中層耐火3階 建	6
	〃	〃		〃	6

」

を

「

旭団地	平成9年	〃	旭町49番地1	中層耐火4階 建	24
	平成10年	〃		中層耐火3階 建	12

」

に、

「

御門団地	昭和30年	〃	二見町溝口836番 地1	木造平屋建	5
------	-------	---	-----------------	-------	---

」

を

御門団地	昭和30年	〃 二見町溝口836番地1	木造平屋建	4
------	-------	---------------	-------	---

に、

今一色団地	昭和38年	〃 二見町今一色176番地15	ブロック造平屋建	10
-------	-------	-----------------	----------	----

を

今一色団地	昭和38年	〃 二見町今一色176番地15	ブロック造平屋建	8
-------	-------	-----------------	----------	---

に、

下小俣住宅	昭和41年	〃 小俣町元町99番地	ブロック造平屋建	16
-------	-------	-------------	----------	----

を

下小俣住宅	昭和41年	〃 小俣町元町99番地	ブロック造平屋建	12
-------	-------	-------------	----------	----

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表環境生活部の部戸籍住民課の項中「戸籍住民係」を「戸籍住民係 管理係」に改め、同表健康福祉部の部健康課の項中「成人健診係 コロナワクチン係」を「成人健診係」に改め、同部医療保険課の項中「国民健康保険料係」を「国民健康保険料係 後期高齢者医療係」に改め、同部福祉総合支援センターの項中「総合相談係」を「総合相談係 孤独孤立対策係」に、「地域福祉推進係」を「地域福祉係」に改め、同部保育課の項中「管理係 運営係」を「施設運営係」に改め、同表産業観光部の部農林水産課の項中「農業振興係」を「農業振興係 獣害対策係」に改める。

第 5 条の表総務部の部課税課の款税務係の項第 5 号中「市税」の次に「(県民税及び森林環境税を含む。)」を加え、同項第 7 号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同款市民税係の項第 2 号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同項第 4 号中「市県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同款固定資産税係の項に次の 1 号を加える。

(7) 相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)による通知に関すること。

第 5 条の表総務部の部収納推進課の款管理係の項第 1 号、同款納税推進係の項第 1 号及び同款債権回収対策室の項第 1 号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同表情報戦略局の部広報広聴課の款広報係の項第 4 号中「ホームページ」を「ウェブサイト」に改め、同表環境生活部の部戸籍住民課の款戸籍住民係の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8

号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 15 号から第 17 号までを削り、同款に次のように加える。

管理係

- (1) 住居表示に関する事。
- (2) 支所の総括に関する事。
- (3) 自衛官の募集に関する事。
- (4) 住民基本台帳、戸籍等に係るシステムの整備及び管理に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第 5 条の表環境生活部の部環境課の款温暖化防止推進係の項第 2 号中「地球温暖化防止」を「地球温暖化対策及び気候変動適応」に改め、同表健康福祉部の部健康課の款地域医療係の項第 4 号中「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を削り、同款コロナワクチン係の項を削り、同部医療保険課の款福祉医療係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 6 号を加える。

- (2) 国民年金被保険者の資格に関する事。
- (3) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (4) 国民年金の裁定請求書の受理に関する事。
- (5) その他国民年金に関する事。
- (6) 年金生活者支援給付金に関する事。
- (7) お悔やみコーナーに関する事。

第 5 条の表健康福祉部の部医療保険課の款国民健康保険給付係の項中第 9 号から第 13 号までを削り、第 14 号を第 9 号とし、同款に次のように加える。

後期高齢者医療係

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

の医療に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総合支援センターの款総合相談系の項の次に次のように加える。

孤独孤立対策係

- (1) 重層的支援体制の推進に関すること。
- (2) 孤独・孤立対策に関すること。
- (3) 生活困窮者の自立支援に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総合支援センターの款地域福祉推進系の項中「地域福祉推進係」を「地域福祉係」に改め、同項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、同部子育て応援課の款子育て応援系の項第1号中「母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉」を「児童手当」に改め、同項第3号中「子どもの貧困対策」を「母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 子どもの貧困対策に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第5条の表健康福祉部の部子育て応援課の款こども育成系の項を次のように改める。

こども育成係

- (1) 子ども・子育てに係る計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 子ども・子育て支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 放課後児童対策に関すること。
- (4) 児童館に関すること。

第5条の表健康福祉部の部保育課の款保育系の項第5号を削り、同款管理系の項及び運営系の項を削り、同款に次のように加える。

施設運営係

- (1) 市立の保育所及び認定こども園の施設の整備及び管理運営に関すること。
- (2) 給食及び保健衛生に関すること。
- (3) 特別保育事業等に関すること。
- (4) 子育て支援センターに関すること。
- (5) 一時保育室に関すること。
- (6) 民間の保育所及び認定こども園の施設の整備に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同款労政係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同部農林水産課の款管理係の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 伊勢志摩総合地方卸売市場との連絡調整に関すること。

第5条の表産業観光部の部農林水産課の款農業振興係の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同項の次に次のように加える。

獣害対策係

- (1) 鳥獣の保護及び鳥獣被害対策に関すること。
- (2) 畜産振興に関すること。

第5条の表都市整備部の部住宅政策課の款住宅係の項第2号及び第3号中「及び特定公共賃貸住宅」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条に次の1項を加える。

4 伊勢市子ども家庭センター条例施行規則（令和6年伊勢市規則第16号）第2条に規定するセンター長は、健康福祉部福祉総合支援センター長をもって充てる。

第16条第1項中「必要あるとき」を「必要があるとき」に改め、同条を第16条の2とし、第15条の次に次の1条を加える。

（指導官）

第16条 必要があるときは、課等に指導官を置くことができる。

2 指導官は、上司の命を受けて、課等の所掌事務に関し、企画、連絡調整及び指導に関する事務を処理する。

第27条第2項の表総合支所の項中「課長補佐」の次に「指導官」を加え、同表支所の項中「主幹」を「指導官、主幹」に改める。

第28条の表中

課長補佐	課長等を補佐し、本庁の課長補佐に準じた職務を行う。	を
------	---------------------------	---

課長補佐	課長を補佐し、本庁の課長補佐に準じた職務を行う。	に改める。
指導官	上司の命を受けて、課又は支所の所掌事務に関し、企画、連絡調整及び指導に関する事務を処理する。	

（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正）

第2条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項を次のように改める。

5級	1	幼稚園の園長又は副園長の職務
	2	指導官の職務

別表第1の7級の項を次のように改める。

7級	1	会計管理者の職務
	2	総合支所長の職務

別表第1の8級の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

（伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正）

第3条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「、会計管理者」を削り、「総合支所長」を「会計管理者、総合支所長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 23 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の見出し中「徴収又は収納の事務」を「公金の徴収又は収納に関する事務」に改め、同条第 1 項中「施行令第 158 条第 1 項若しくは第 158 条の 2 第 1 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条第 1 項、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 第 1 項又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 第 1 項」を「法第 243 条の 2 第 1 項」に、「私人に歳入」を「、公金」に、「の事務」を「に関する事務」改め、同条第 2 項中「徴収又は収納の事務を私人に」を「法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収又は収納に関する事務を」に改め、「、その旨を告示し、かつ」を削り、「私人に収入事務受託者」を「委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に指定公金事務取扱者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 を次のように改める。

（指定納付受託者の指定）

第 21 条の 2 市長は、法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

（身分を示す証明書）

第 21 条の 3 法第 231 条の 2 の 6 第 4 項及び第 243 条の 2 の 2 第 4 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第 62 条第 1 項中「第 165 条の 5」を「第 165 条の 4」に改める。

第 66 条中「又は収入事務受託者」を「、指定公金事務取扱者又は指定納付受託者」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第21条の3関係）

(写真)	第	号
	身 分 証 明 書	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	所 属	
上記の者は、地方自治法 第231条の2の6第3項 の規定に 第243条の2の2第3項		
基づく立入検査を行う者であることを証明する。		
(交付年月日)	年 月 日	
(有効期限)	年 月 日まで	
	伊勢市長	印

← 8.6cm →

↑ 5.4cm ↓

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市児童発達支援センター条例施行規則（令和2年伊勢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「指導、訓練」を「支援」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 25 号

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成 24 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

障害児通所給付費支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	個人番号				
	居住地	〒			
		電話番号			
支給申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	児童個人番号		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び保険者番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、児童発達支援（治療に係るもの）を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	------------	-----------------

申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するためには必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者又は障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

障害児通所給付費支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	個人番号				
	居住地	〒 電話番号			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る 児童氏名			続柄	
	児童個人番号				
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
	被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び保険者番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、児童発達支援（治療に係るもの）を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	----------------	-----------------

変更の理由	
-------	--

変更を申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 12 号を次のように改める。

(一)		(二)		(三)	
通所受給者証		障害児通所給付費の給付決定内容		障害児通所給付費の給付決定内容	
受給者証番号		支援の種類		支援の種類	
通所給付決定保護者	居住地	支給量等		支給量等	
	フリガナ				
	氏名	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	生年月日	年 月 日	支援の種類		支援の種類
児童	フリガナ	支給量等		支給量等	
	氏名				
	生年月日	年 月 日	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	給付決定期間
交付年月日	年 月 日	予備欄		予備欄	
支給市町村名 及 び 印					

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容

支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	

予備欄

(五)

利用者負担に関する事項

負担上限 月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	

予備欄

(六)

予備欄

(七)

障害児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
2	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
3	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(八)

障害児通所支援事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
5	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
6	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(九)

障害児通所支援事業者記入欄		
7	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
8	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
9	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

(十)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害児通所支援、共生型通所支援又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者又は基準該当事業所に提示してください。
- 3 児童発達支援（治療に係るもの）を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定児童発達支援事業所に提示してください。
- 4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害児通所支援等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、五面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当通所支援を受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十一)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害児通所支援を受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。
- 8 この証の一、五面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 支給決定の内容欄に記載されていない障害児通所支援については、障害児通所給付費等の支給は受けられません。

様式第 14 号を次のように改める。

肢体不自由児通所医療受給者証					
公費負担者番号					/
公費受給者番号					
通所給付決定保護者	フリガナ				
	居住地				
	フリガナ			生年月日	
	氏名			年 月 日	
	被保険者証の記号及び番号			保険者名及び保険者番号	
負担上限月額	肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く)	月額		円	
適用期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
交付年月日	年 月 日				
支給市町村名及び印					

注意事項欄
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 児童発達支援（治療に係るもの）を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定児童発達支援事業所に提示してください。 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。 5 児童発達支援（治療に係るもの）に係る障害児通所給付費の支給決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、児童発達支援（治療に係るもの）に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に定める様式により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に定める様式によるものとみなす。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定等の標示）

第2条 法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第78条の12又は第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「前3条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）」を「法第78条の2第1項若しくは第115条の12第1項の規定による指定をし、法第78条の12若しくは第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新をし、又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第115条の12の2第5項若しくは第115条の15各項の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理」に、「当該指定等」を「当該指定、指定の更新又は届出」に改め、同条第3号中「指定年月日」の次に「、指定更新年月日及び指定有効期間満了日」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) その他市長が必要と認める事項

第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定等の標示）

第2条 法第79条第1項又は法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第79条の2第1項又は法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条を削る。

第4条中「前2条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）」を「法第79条第1項若しくは法第115条の22第1項の規定による指定をし、法第79条の2第1項若しくは法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新をし、又は法第82条各項若しくは第115条の25各項の規定による届出の受理」に、「当該指定等」を「当該指定、指定の更新又は届出」に改め、同条第2号中「、生年月日、住所及び職名」を「及び住所」に改め、同条第3号中「及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日」を「、指定更新年月日及び指定有効期間満了日」に改め、同条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

第4条第8号を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（平成 25 年伊勢市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 32 条」を「第 33 条第 1 項」に改める。

第 14 条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号中「第 32 条」を「第 33 条第 1 項」に改める。

様式第 6 号中「第 6 条第 1 項第 号」を「第 7 条第 1 項第 号」に改める。

様式第 7 号中「第 6 条」を「第 6 条第 2 項」に改める。

様式第 8 号中「第 7 条」を「第 7 条第 2 項」に改める。

様式第 15 号中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改める。

様式第 16 号中「第 13 条」を「第 13 条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市戸籍事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員
を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則（平成 17 年伊勢市規則第 146 号）の一部を次のように改正する。

本則中「課長補佐」の次に「、指導官」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則
の一部を改正する規則

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

本則第 8 号中「及び主任」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年伊勢市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「17万2,550円」を「17万7,950円」に、「7万7,890円」を「8万1,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万6,280円」を「8万8,980円」に、「3万8,900円」を「4万600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の表学校教育課の部健康教育係の項中、第5号を削る。

第5条第2項中「、主幹」を「、指導官、主幹」に改める。

第5条の2第2項中「、主幹」を「、指導官、主幹」に改める。

第6条中第15項を第16項とし、第7項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 指導官は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、その事務を処理するために所属職員を指導助言する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則（令和 2 年伊勢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

栄養士	1	44	52
-----	---	----	----

」

を

栄養士	1	44	52
建築士	1	53	61

」
に改める。
」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市青少年相談センター条例施行規則（平成29年伊勢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「2年」を「1年」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

（表面）



青少年指導員証
（ 年 月 日まで有効）

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、伊勢市青少年指導員であることを証明する。

年 月 日

伊勢市教育委員会 印

（裏面）

注 意

- 1 青少年指導員の活動を行うときは、必ずこの証を携帯すること。
- 2 記載事項に変更を生じたときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 紛失し、又は毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。
- 4 有効期限までに青少年指導員でなくなったときは、直ちに返却すること。
- 5 この証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市青少年相談センター条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条第5項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される青少年指導員について適用し、同日の前日までに委嘱され、又は任命された青少年指導員については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に交付したこの規則による改正前の伊勢市青少年相談センター条例施行規則別記様式による青少年指導員証は、新規則別記様式による青少年指導員証とみなす。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「次長等」を「次長」に改め、「及び規則第27条第 2 項に規定する副支所長」を削る。

第 6 条第 1 項及び第 2 項の表参事の項中「次長等」を「次長」に改める。

第 8 条の表部長等又は部理事等の項中「次長等」を「次長」に改め、「及び副支所長を置かない総合支所」を削り、同表次長等の項中「次長等」を「次長」に改める。

別表第 1 の 2 の表から 4 の表までの規定中「次長等」を「次長」に改める。

別表第 2 の 2 (3) の表 1 の項中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、「以下同じ」を「次項を除き、以下同じ」に改め、同表 7 の項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同表に次のように加える。

17 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）による通知				○	
-------------------------------	--	--	--	---	--

別表第 2 の 4 (5) の表 3 の項中「ホームページ」を「ウェブサイト」に改める。

別表第 2 の 6 (2) の表14の項を次のように改める。

14 住民基本台帳、戸籍等に係るシステムの整		重要	簡易	定例的かつ簡易	
------------------------	--	----	----	---------	--

備及び管理に關 すること。					
------------------	--	--	--	--	--

別表第2の6(4)の表2の項中「地球温暖化防止」を「地球温暖化対策及び気候変動適応」に改める。

別表第2の7(7)の表10の項中「(要保護児童対策地域協議会)」を削る。

別表第2の8(1)の表5の項及び6の項を削り、同表中7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とする。

別表第2の9(7)の表1の項から6の項まで及び8の項から12の項までの規定中「及び特定公共賃貸住宅」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市建築同意事務等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月31日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第1号

伊勢市建築同意事務等取扱規程の一部を改正する訓令

伊勢市建築同意事務等取扱規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「建築主事」を「建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改め、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第18条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市水洗便所改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程(平成 17 年伊勢市上下水道
事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「総収入)」を「総収入)の金額」に、「以下の金額に満たない世帯」を「の金額以下の世帯」に改める。

附則第 3 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部処務規程（平成19年伊勢市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「課長補佐」の次に「、指導官」を加える。

第5条中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 指導官は、上司の命を受けて、課の所掌事務に関し、企画、連絡調整及び指導に関する事務を処理する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「少年鑑別所、婦人補導所等」を「少年鑑別所等」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程の一部を
改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程（令和2年伊勢市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受諾者選定委員会規程
を廃止する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会
規程を廃止する規程

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程
(令和 5 年伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号) は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「以下「公金徴収事務等受託者」を「次条及び第23条において「指定公金事務取扱者」に改める。

第19条第5項並びに第23条第1項及び第6項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第32条中「私人」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の6第2項の規定により同項の指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（伊勢市上水道給水条例施行規程の一部改正）

- 2 伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第37条（見出しを含む。）中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

伊勢市病院企業職員就業規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第2号

伊勢市病院企業職員就業規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程
(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員については、5分とする。次項において同じ。)を単位とすることができる。

5 1時間又は15分を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年伊勢市規則第20号)第15条第2項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

第9条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

4 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができる。

5 1時間又は15分を単位として使用した年次有給休暇を日に換算す

る場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム病院企業会計年度任用職員にあつては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 15 分未満の端数を生じたときは、これを 15 分に切り上げた時間）をいう。）をもって 1 日とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し中「令和6年3月」を「令和7年3月」に改め、同項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第25号を第26号とし、第15号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 保健師

別表第3の1の表中

「

歯科技工士		1	37	45
-------	--	---	----	----

を

」

「

歯科技工士		1	37	45
保健師		1	58	66

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を
改正する規程

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「精度管理係 病理係」を「病理係」に改め、同項第8号中「栄養管理係 栄養指導係」を「栄養管理係」に改め、同条第5項第1号中「健診管理係 健康支援係」を「健診管理係」に改める。

第4条の表臨床検査室の部精度管理係の項を削り、同表栄養管理室の部栄養管理係の項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 患者食の献立、調理及び配膳に関する事。
- (2) 患者食の安全及び衛生管理に関する事。
- (3) 厨房設備及び器材の管理に関する事。
- (4) 栄養指導及び栄養相談に関する事。
- (5) 栄養の調査及び研究に関する事。

第4条の表栄養管理室の部栄養指導係の項を削る。

第5条の表健診センター室の部健診管理係の項を次のように改める。

健診管理係

- (1) 健康診断、人間ドック等の予約受付及び実施に関する事。
- (2) 健康診断料等の調定、請求及び収納に関する事。
- (3) 特定健診及び特定保健指導の実施に関する事。
- (4) 健康診断、人間ドック等の検査記録の管理、検査結果の発送等に関する事。
- (5) その他健康診断、人間ドック等に関する事。

第5条の表健診センター室の部健康支援係の項を削る。

第17条第1項中「、室」を「、救急センター及び看護部並びに室」に改める。

第21条を削り、第21条の2を第21条とする。

第21条の3を削る。

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程)

第2条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表技能労務職員の部一般業務員の項及び調理師の項を削る。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表医療技術部の項中	栄養管理 室に勤務 する調理 師	早番	午前7時15分 から午後4時 まで	を
		遅番	午前10時30 分から午後7 時15分まで	

栄養管理 室に勤務 する職員	日勤	午前8時30分 から午後5時 15分まで	に改め、人間ドック又は脳ドッ
	早番	午前7時45分 から午後4時 30分まで	

クに従事する職員の項中

日勤	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。
早番	午前 8 時から 午後 4 時 45 分 まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。

を

日勤	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで	1 時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。
----	-----------------------------------	---

に改める。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第 4 条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表調理師の項を削り、同表備考中「、看護衣及び調理衣」を「及び看護衣」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 5 条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 病院企業技能労務職給料表の部 4 級の項中「副主任の」を

「高度の技能又は経験を必要とする業務を行う」に改め、同部5級の項中「又は主任」を削る。

別表第5病院企業技能労務職給料表の項中「一般業務員、看護補助者及び調理師」を「看護補助者」に改める。

別表第8医療業務手当の項中「、看護補助者及び調理師」を「及び看護補助者」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8に次のように加える。

災害応急 支援業務 手当	災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第2条第1号に規定する災害が発生した 場合において、国又は地方公共団体等か らの要請に基づき本市以外の当該災害が 発生した地域に派遣されて行う応急対策 に係る支援業務であって、管理者が定め るものに従事したとき（本市以外の地方 公共団体等から当該業務に対する給与そ の他の給付の支給を受けるときを除 く。）。	日額1,000円
--------------------	---	----------

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規程別表第8の規定により令和6年1月1日から同年2月29日までの期間に係る災害応急支援業務手当を支給する場合における改正後の規程第2条の規定によりその例によることとされる伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）第5条の規定の適用については、同条中「翌月の給料支給日」とあるのは、「管

理者が別に定める日」とする。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第8号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則第14項の前の見出し並びに同項及び附則第15項を削る。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)」を付する。

附則第17項を附則第15項とし、附則第18項を附則第16項とする。

附則第19項中「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第20項中「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第21項中「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第19項とする。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の前の見出し並びに同項及び附則第8項を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第9号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を、「公金の徴収又は収納の事務」の次に「(次項において「公金事務」という。)」を加え、「私人」を「同項の規定により指定された者」に改め、同条第2項中「公金徴収事務を」を「公金事務を」に、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第26条第1項、第27条第5項並びに第31条第1項及び第6項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第89条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 24 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 6 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 6 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和 5 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）
議案第 3 号 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部改正について

伊勢市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、LINE Pay 株式会社が提供する LINE Pay 決済サービスを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
LINE Pay 株式会社
東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー
22 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 11 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社エフレジが提供する F-R E G I 決済代行サービスを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 11 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 27 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 6 年 3 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 川 村 進

伊勢市柏町 584 番地

変更後 澤 村 元 弘

伊勢市柏町 623 番地 2

伊勢市告示第 28 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 3 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 春 一
	伊勢市上地町 1468 番地 2
変更後	亀 田 隆 弘
	伊勢市上地町 1467 番地

伊勢市告示第 29 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 2 月 26 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
〃	令和 6 年 2 月 26 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	3 台
〃	〃	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	4 台
〃	令和 6 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
〃	令和 6 年 2 月 26 日 午後 3 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			26 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 30 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	西豊浜 59 号線	西豊浜町字一丁田 606 番 5 地先から 西豊浜町字一丁田 603 番 1 地先まで	旧	3.5～3.7	130.4
			新	6.6～8.1	600.8

伊勢市告示第 31 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	西豊浜 12 -16 号線	西豊浜町字水附 653 番 5 地先から 西豊浜町字一丁田 626 番 1 地先まで	旧	3.0~3.1	131.1
			新	6.6~8.1	367.4

伊勢市告示第 32 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
神久 4 丁目令 5 - 20 号線	神久 4 丁目 327 番 2 地先		
	神久 4 丁目 623 番 6 地先		
神久 4 丁目令 5 - 21 号線	神久 4 丁目 623 番 7 地先		
	神久 4 丁目 624 番 1 地先		
田尻令 5 - 22 号線	田尻町字後 196 番 2 地先		
	田尻町字後 219 番 1 地先		
田尻令 5 - 23 号線	田尻町字後 217 番 16 地先		
	田尻町字後 191 番地先		
田尻令 5 - 24 号線	田尻町字後 217 番 17 地先		
	田尻町字後 217 番 25 地先		
田尻令 5 - 25 号線	田尻町字後 219 番 1 地先		
	田尻町字後 188 番 6 地先		

黒瀬令 5 - 26 号線	黒瀬町字六之坪 730 番 3 地先		
	黒瀬町字六之坪 730 番 7 地先		
小俣明野令 5 - 27 号線	小俣町明野 1072 番 12 地先		
	小俣町明野 1072 番 6 地先		
野村令 5 - 28 号線	野村町字里前 5563 番 4 地先		
	野村町字里前 5572 番 3 地先		
新村令 5 - 29 号線	小俣町新村 354 番 5 地先		
	小俣町新村 354 番 3 地先		
久世戸令 5 - 30 号 線	久世戸町字蝮尾 75 番 3 地先		
	久世戸町字蝮尾 85 番 1 地先		

伊勢市告示第 33 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	神久 4 丁目令 5-20 号線	6.1~12.8	142.4
市道	神久 4 丁目令 5-21 号線	6.1~13.3	47.4
市道	田尻令 5-22 号線	6.1~12.8	56.2
市道	田尻令 5-23 号線	6.1~10.8	104.6
市道	田尻令 5-24 号線	6.1~12.7	49.8
市道	田尻令 5-25 号線	6.1~12.8	25.3
市道	黒瀬令 5-26 号線	6.0~13.3	45.8
市道	小俣明野令 5-27 号線	6.1~13.2	58.3

市道	野村令 5 - 28 号線	6.1 ~ 10.2	58.5
市道	新村令 5 - 29 号線	6.1 ~ 13.2	23.6
市道	久世戸令 5 - 30 号線	2.6 ~ 4.6	122.2

伊勢市告示第 34 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
神久 4 丁目 令 5 - 20 号線	神久 4 丁目 327 番 2 地先 神久 4 丁目 623 番 6 地先	令和 6 年 3 月 22 日
神久 4 丁目 令 5 - 21 号線	神久 4 丁目 623 番 7 地先 神久 4 丁目 624 番 1 地先	令和 6 年 3 月 22 日
田尻 令 5 - 22 号 線	田尻町字後 196 番 2 地先 田尻町字後 219 番 1 地先	令和 6 年 3 月 22 日
田尻 令 5 - 23 号 線	田尻町字後 217 番 16 地先 田尻町字後 191 番地先	令和 6 年 3 月 22 日
田尻 令 5 - 24 号 線	田尻町字後 217 番 17 地先 田尻町字後 217 番 25 地先	令和 6 年 3 月 22 日
田尻 令 5 - 25 号 線	田尻町字後 219 番 1 地先 田尻町字後 188 番 6 地先	令和 6 年 3 月 22 日
黒瀬 令 5 - 26 号 線	黒瀬町字六之坪 730 番 3 地先 黒瀬町字六之坪 730 番 7 地先	令和 6 年 3 月 22 日

小俣明野令 5 - 27 号線	小俣町明野 1072 番 12 地先 小俣町明野 1072 番 6 地先	令和 6 年 3 月 22 日
野村令 5 - 28 号線	野村町字里前 5563 番 4 地先 野村町字里前 5572 番 3 地先	令和 6 年 3 月 22 日
新村令 5 - 29 号線	小俣町新村 354 番 5 地先 小俣町新村 354 番 3 地先	令和 6 年 3 月 22 日
久世戸令 5 - 30 号線	久世戸町字蝮尾 75 番 3 地先 久世戸町字蝮尾 85 番 1 地先	令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画道路
3・6・22号高向小俣線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、楽天グループ株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社百五カード
津市栄町 3 丁目 123 番地 1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される TOKYU POINT を利用した歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
東急株式会社
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付されるマルチペイメント経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふるが提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 経由決済分を除く歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 8 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由分を除く歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S ビルN棟 2 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 8 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふる及び株式会社アイモバイルが提供するさとふる納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 6 年 3 月 8 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 45 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

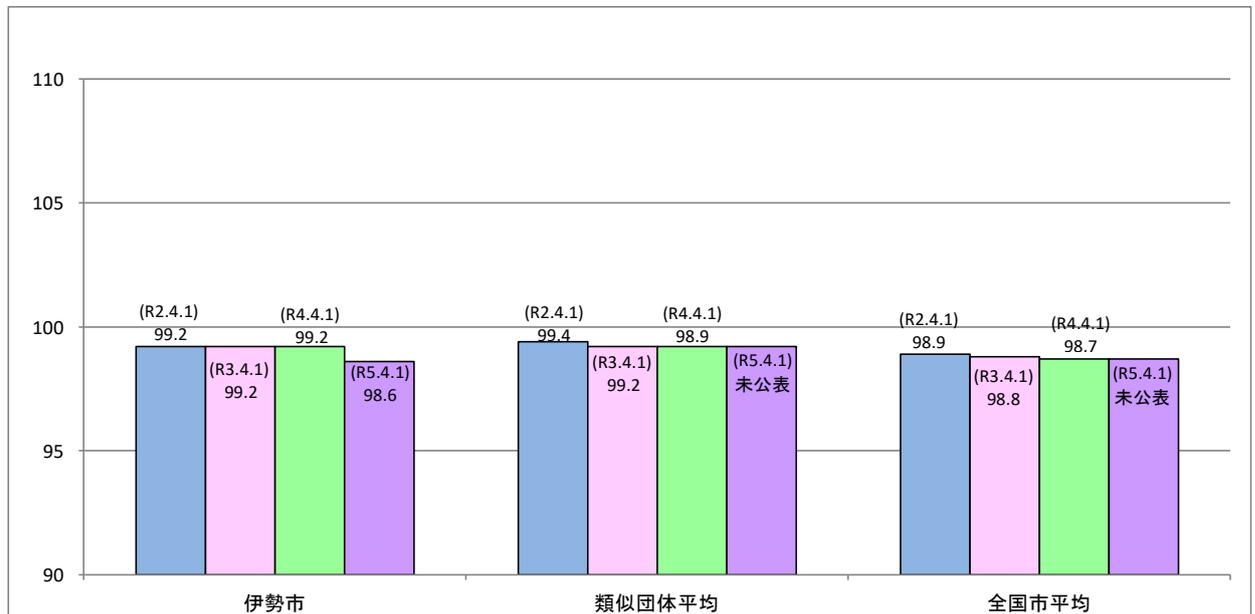
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度人件費率
4年度	人 121,770	千円 58,323,578	千円 303,533	千円 9,933,957	% 17.0	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 997	千円 3,705,245	千円 746,598	千円 1,420,286	千円 5,872,129	千円 5,890	

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.8 歳	326,244 円	415,364 円	349,116 円
三重県	43.8 歳	330,856 円	421,525 円	—
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.7歳	90人	309,336円	335,314円	319,726円
うち用務員	56.3歳	10人	340,980円	354,660円	349,580円
うち清掃職員	52.3歳	21人	330,686円	368,906円	342,734円
うち学校給食調理員	46.7歳	24人	295,625円	314,354円	305,737円
国					
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	194,300 円	185,200 円
	高校卒	164,100 円	161,500 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	161,500 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	204,200 円	— 円	— 円
	高校卒	175,300 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

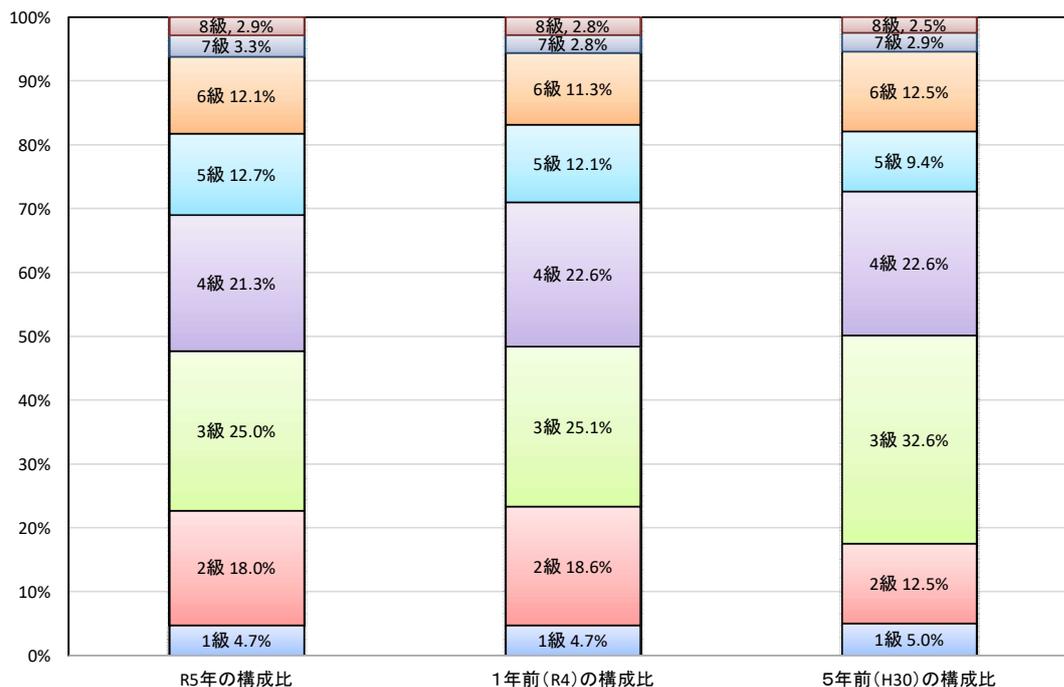
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,500 円	300,113 円	344,800 円
	高校卒	234,375 円	269,400 円	303,900 円
技能労務職	高校卒	233,200 円	255,233 円	294,660 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

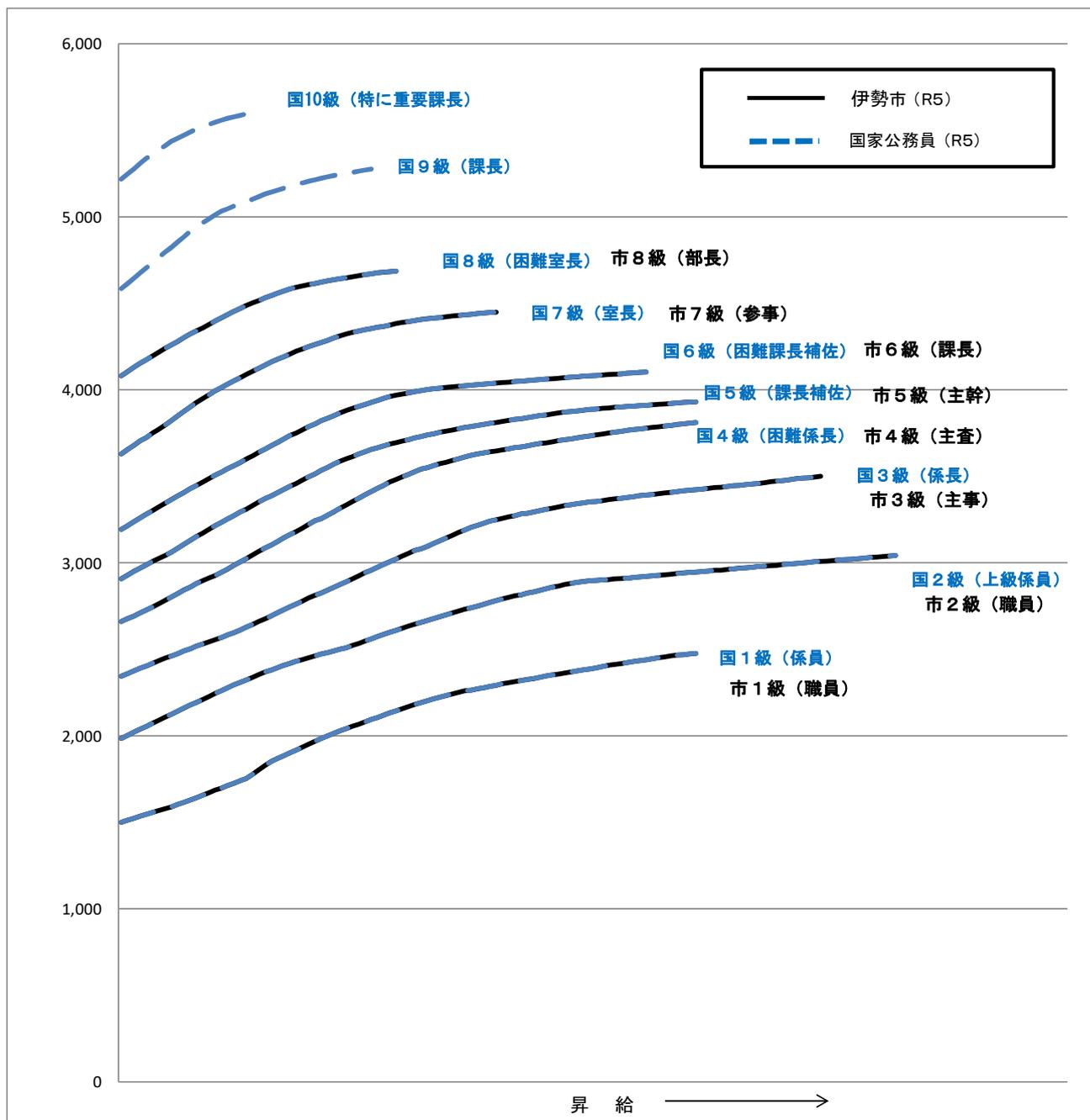
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	23 人	4.7 %
2 級	職員	88 人	18.0 %
3 級	主事	122 人	25.0 %
4 級	係長	104 人	21.3 %
5 級	課長補佐	62 人	12.7 %
6 級	課長	59 人	12.1 %
7 級	次長	16 人	3.3 %
8 級	部長	14 人	2.9 %
合 計		488 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している		○		○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,426 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,642 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合等)	984 千円			
	(定年・応募認定)	20,796 千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和4年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		2,408 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		344 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	2 人	20 %
四級地(鈴鹿市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	3 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		33,895 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		44,423 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		32.8 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
児童発達支援センター勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
	健康課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の検体の採取に係る業務	日額 3,000円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の移送業務	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
	全職員	職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたとき、当該職員等が使用した庁舎等において、感染防止衣を着用して行う消毒業務	日額 3,000円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務を行った場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	333,647 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	877 千円
支給実績(令和3年度決算)	329,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	373 千円

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		112,268 千円	257,495 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃－12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当の上限 7,000円 (国 28,000円) 	48,263 千円	307,410 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		58,370 千円	73,514 円
	交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,200円 10～15km未満 …7,100円 15～20km未満 …10,000円 20～25km未満 …12,900円 25～30km未満 …15,800円 30～35km未満 …18,700円 35～40km未満 …21,600円 40～45km未満 …24,400円 45～50km未満 …26,200円 50～55km未満 …28,000円 55～60km未満 …29,800円 60km以上…31,600円		
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		58,289 千円	466,313 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		27,772 千円	182,711 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	64,308 千円	624,350 円
管理職員特別勤務手当	(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	(休祝日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休祝日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	7,378 千円	71,626 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期末手当	市 長	(令和4年度支給割合)	4.40 月分	・役職加算 20%
	副 市 長		4.40 月分	・役職加算 20%
	教 育 長		4.40 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和4年度支給割合)	3.30 月分	・役職加算 20%
	副 議 長		3.30 月分	・役職加算 20%
	議 員		3.30 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
		200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

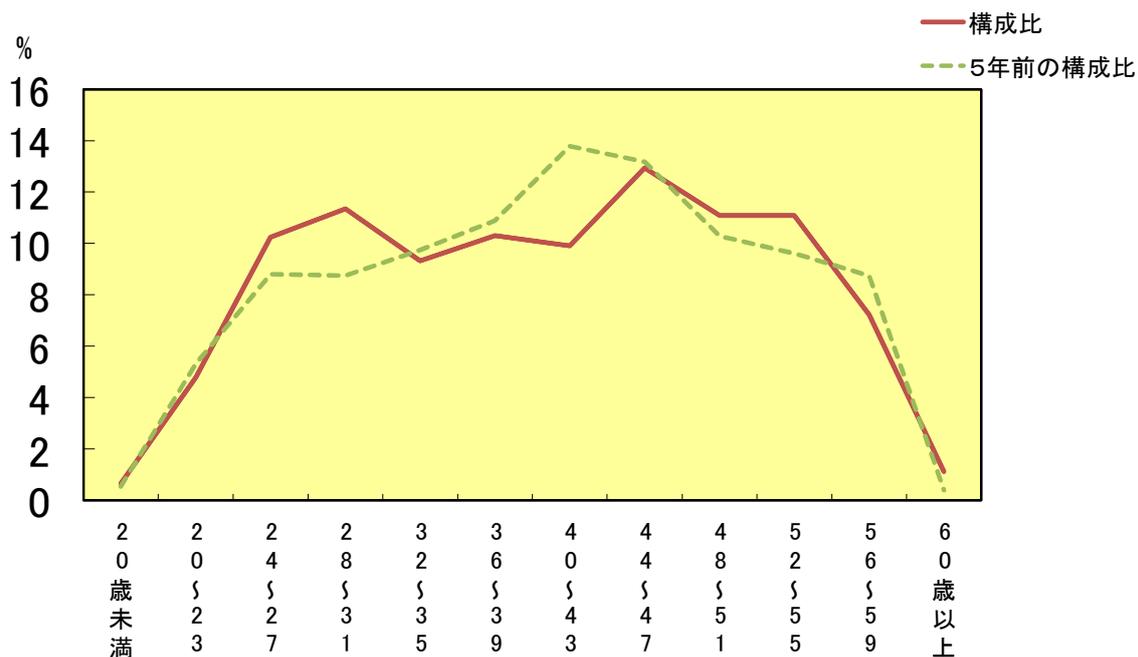
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和4年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・コロナワクチン業務の見直しに伴う減員 ・子育て関連業務などによる増員
	総 務	170	169	1	
	税 務	49	49	0	
	民 生	248	246	2	
	衛 生	68	75	▲7	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	23	1	
	商 工	27	29	▲2	
	土 木	92	93	▲1	
	小 計	687	693	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	106	105	1	・業務の見直しなどによる増員
	消 防	200	199	1	
	小 計	306	304	2	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	424	433	▲9	・業務の見直し、退職者未補充などによる減員
	水 道	33	34	▲1	
	下 水 道	36	34	2	
	そ の 他	38	40	▲2	
	小 計	531	541	▲10	
合 計		1,524 [1,753]	1,538 [1,753]	▲14 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.15人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	10人	73人	156人	173人	142人	157人	151人	197人	169人	169人	110人	17人	1,524人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		689	691	705	709	693	687	▲2 (▲0.3%)
教育		104	110	111	101	105	106	2 (1.9%)
消防		200	200	199	199	199	200	0 (0.0%)
普通会計計		993	1,001	1,015	1,009	997	993	0 (0.0%)
公営企業等会計計		495	516	533	546	541	531	36 (7.3%)
総合計		1,488	1,517	1,548	1,555	1,538	1,524	36 (2.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
4年度	千円 2,227,913	千円 310,675	千円 175,946	% 7.9	% 9.0

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費61,575千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	38人	千円 131,945	千円 16,408	千円 46,598	千円 194,951	千円 5,130	

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	40.8 歳	310,894 円	470,858 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,226 千円				1,426 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勲奨・定年		(支給率)	自己都合	勲奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		0千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		984千円	
(定年・応募認定)		14,412千円		(定年・応募認定)		20,796千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和4年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		1,231 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		53,526 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		60.5 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	9,659 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	293 千円
支給実績(令和3年度決算)	7,433 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	201 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,327 千円	216,375 円
住居手当	一般会計に同じ			675 千円	192,857 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,995 千円	83,192 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,812 千円	604,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			36 千円	24,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	3,514,551	356,789	193,239	5.5	5.4

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 109,473千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
4年度	35人	129,277	17,417	49,004	195,698	5,591	

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	42.7 歳	328,167 円	504,165 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,400 千円				1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,426 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40	月分	2.00	月分	2.40	月分	2.00	月分
(1.35)	月分	(0.95)	月分	(1.35)	月分	(0.95)	月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		0千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		984千円	
(定年・応募認定)		0千円		(定年・応募認定)		20,796千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和4年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)				18 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				2,313 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				19 %
手当の種類(手当数)				4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事したとき		日額 400円
		庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき		日額 400円
		メーターの検針及び集金業務に職員が直接従事したとき		日額 300円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき		日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき		一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	交通の頻繁な道路上において交通を遮断することなく工事、点検、検査で管理者が職員の身体に危険と認めるものに従事したとき		日額 300円
		著しく作業困難な特殊現場(高所、深所、船上、特殊自動車等)において業務に従事したとき		日額 400円
		危険又は有害な薬剤又は機器の取扱いに専ら従事する職員		月額 2,500円
		職員が身体に危害を受けたとき		1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき		日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき		日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	9,741 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	361 千円
支給実績(令和3年度決算)	7,217 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	233 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,191 千円	259,575 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,566 千円	284,727 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,060 千円	111,336 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,988 千円	597,600 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	44 千円	14,500 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	8,679,441	257,798	4,428,828	51.0	51.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	426人	1,566,150	804,796	618,212	2,989,158	7,017

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	42.5 歳	556,853 円	1,311,537 円
	看護師	38.4 歳	300,786 円	426,152 円
	事務職	42.3 歳	334,976 円	475,407 円
事業者		64.0 歳		868,970 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
964 千円				1,426 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分	2.00 月分			2.40 月分	2.00 月分		
(1.35) 月分	(0.95) 月分			(1.35) 月分	(0.95) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、経営推進部管理職員等を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,114千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		984千円	
		(定年・応募認定) 14,030千円				(定年・応募認定) 20,796千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和4年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		52,360 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		952,000 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	55 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		422,467 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		991,707 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		17種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機した場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
新型コロナワクチン集団接種業務従事手当	職員	職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る業務に従事した場合	日額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	195,370 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	484 千円
支給実績(令和3年度決算)	192,194 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	462 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			37,644 千円	259,614 円
住居手当	一般会計に同じ			28,802 千円	316,505 円
通勤手当	一般会計に同じ			24,944 千円	76,751 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 院長・副院長 146,400円 医師部長級 90,000円 その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	19,310 千円	877,727 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		1,981 千円	90,045 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			30,409 千円	177,830 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円 	23,573 千円	277,329 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
一般行政など	38	28
教 育	3	1
病 院	34	1
消 防	4	1
合 計	79	31

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和4年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
一般行政など	0	0	11	11
教 育	0	0	3	3
病 院	0	0	3	3
消 防	0	0	0	0
合 計	0	0	17	17

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和4年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一般行政など	0	0	1	0	1
教 育	0	0	0	0	0
病 院	0	0	0	0	0
消 防	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和4年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
デジタル変革研修	113	1
管理職研修（部長級～課長級）	99	1
課長補佐・係長級研修	203	1
ハラスメント防止研修（課長補佐・係長級研修）	263	1
人事評価者研修（新任係長級）	15	1
課題解決力向上研修	19	4
平成30年度新規採用職員研修（消防体験研修）	7	1
令和元年度採用職員研修（法制執務研修）	21	1
令和2年度採用職員研修（手話研修）	32	1
令和4年度新規採用職員研修（採用時研修）	17	2
令和4年度新規採用職員研修（セルフマネジメント研修）	12	1
令和4年度新規採用職員研修（総合案内研修）	13	1
ハラスメント防止研修	68	1
女性活躍推進研修	111	1
庶務事務研修	176	1
技術職研修	28	1
人材育成カレッジ	563	36
計	1,760	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	5
日本経営協会（NOMA）	35
市町総合事務組合	111
その他研修	5
合 計	159

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和4年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	9,081千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適切な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和4年度実績）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 46 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 6 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日（月曜日）から 4 月 30 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 47 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 6 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 6 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第48号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日

令和6年3月8日

- 2 調査を実施する者の名称

伊勢市

- 3 調査地域

古市、久世戸、尾上、倭町、神久1、神久2、神久5、高向①、高向②及び高向③

- 4 調査期間

令和6年3月29日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第 49 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者
伊勢市西豊浜町 141 番地 1
公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター
理事長 角前 明
- 2 委託した収納の事務に係る歳入
伊勢市労働福祉会館の使用料
- 3 委託をした日
令和 6 年 3 月 19 日
- 4 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 50 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地

株式会社エボリューション

代表取締役社長 山崎 元

2 委託した収納の事務に係る歳入

伊勢市営宇治駐車場の使用料

3 委託をした日

令和 6 年 2 月 28 日

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 51 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者
伊勢市御薊町長屋 1963 番地
株式会社エボリューション
代表取締役社長 山崎 元
- 2 委託した収納の事務に係る歳入
伊勢市が設置した自転車等駐車場及び自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去、保管等に係る手数料
- 3 委託をした日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託した収納の事務に係る歳入

次に掲げる施設に係る使用料

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

3 委託をした日

令和 6 年 3 月 4 日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第 53 号

令和 5 年 11 月 21 日に専決処分をした令和 5 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、994,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,428,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

伊勢市告示第 54 号

令和 5 年 12 月 20 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 5 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、846,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,275,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		90,001	30,659	120,660
	1 地方特例交付金	90,000	30,659	120,659
13 地方交付税		11,680,000	300,771	11,980,771
	1 地方交付税	11,680,000	300,771	11,980,771
17 国庫支出金		10,447,372	119,850	10,567,222
	1 国庫負担金	6,540,038	81,285	6,621,323
	2 国庫補助金	3,844,529	38,565	3,883,094
18 県支出金		3,852,663	76,563	3,929,226
	1 県負担金	2,455,284	40,128	2,495,412
	2 県補助金	1,133,373	36,435	1,169,808
20 寄附金		530,001	60,000	590,001
	1 寄附金	530,001	60,000	590,001
21 繰入金		3,942,077	208,360	4,150,437
	1 基金繰入金	3,861,990	208,360	4,070,350
22 繰越金		81,519	61,923	143,442
	1 繰越金	81,519	61,923	143,442
24 市債		2,929,600	△11,300	2,918,300
	1 市債	2,929,600	△11,300	2,918,300
歳入合計		55,428,319	846,826	56,275,145

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		301,009	8,859	309,868
	1 議会費	301,009	8,859	309,868
2 総務費		4,330,248	99,818	4,430,066
	1 総務管理費	3,342,748	52,597	3,395,345
	2 徴税費	536,887	△7,798	529,089
	3 戸籍住民基本台帳費	305,720	51,666	357,386
	4 選挙費	90,802	△7,628	83,174
	5 統計調査費	27,934	921	28,855
	6 監査委員費	26,157	10,060	36,217
3 民生費		23,280,696	416,813	23,697,509
	1 社会福祉費	8,207,988	395,305	8,603,293
	2 老人福祉費	4,782,701	△29,550	4,753,151
	3 児童福祉費	7,983,179	△54,384	7,928,795
	4 生活保護費	2,192,952	111,469	2,304,421
	5 人権政策費	96,405	△5,616	90,789
	6 国民年金事務費	17,471	△411	17,060
4 衛生費		6,355,349	182,411	6,537,760
	1 保健衛生費	4,300,331	165,328	4,465,659
	2 清掃費	2,055,018	17,083	2,072,101
6 農林水産業費		965,226	35,234	1,000,460
	1 農業費	786,470	26,820	813,290
	2 林業費	94,440	455	94,895
	3 水産業費	84,316	7,959	92,275
7 商工費		576,861	△6,993	569,868
	1 商工費	576,861	△6,993	569,868
8 観光費		488,797	△9,595	479,202
	1 観光費	488,797	△9,595	479,202
9 土木費		6,754,951	53,858	6,808,809
	1 土木管理費	393,269	△20,066	373,203
	2 道路橋梁費	2,274,318	64,848	2,339,166

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	770,110	1,835	771,945
	5 都市計画費	2,946,546	4,002	2,950,548
	6 住宅費	330,334	3,239	333,573
10 消防費		2,337,304	40,099	2,377,403
	1 消防費	2,337,304	40,099	2,377,403
11 教育費		3,989,246	26,322	4,015,568
	1 教育総務費	1,237,761	△8,302	1,229,459
	2 小学校費	647,088	△4,274	642,814
	3 中学校費	352,974	9,889	362,863
	4 幼稚園費	132,476	1,621	134,097
	5 社会教育費	574,105	10,627	584,732
	6 保健体育費	1,044,842	16,761	1,061,603
歳出	合計	55,428,319	846,826	56,275,145

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民システム管理経費	17,956
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	20,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	119,730
		橋梁維持事業	82,000
		中心市街地活性化整備事業	58,800
	5 都市計画費	公園整備事業	13,000
12 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業用施設災害復旧事業	8,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	4, 533
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	38, 495
スマートフォン教室等運營業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	4, 168
行政情報システム改修業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1, 852
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和5年度 至 令和6年度	17, 500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	11, 939
コミュニティバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	126, 613
成年後見サポートセンター運營業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	12, 925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	21, 500
就労準備支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	14, 960
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	9, 144
おでかけ支援事業	自 令和5年度 至 令和6年度	24, 000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	8, 019

事 項	期 間	限 度 額(千円)
健康・医療電話相談業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） （令和5年度債務負担行為）	自 令和5年度 至 令和6年度	321,166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	15,510
中小企業サポート事業	自 令和5年度 至 令和6年度	28,550
賓日館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和7年度	17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	6,189
観光地等混雑状況配信事業	自 令和5年度 至 令和6年度	2,853
伊勢への誘客促進事業	自 令和5年度 至 令和6年度	12,014
集大会・合宿誘致補助金	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 令和5年度 至 令和8年度	11,274
防災気象情報提供業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	26,502
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2,936

事 項	期 間	限 度 額(千円)
二見中学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1, 146
生涯学習センター管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	454, 025
観光文化会館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	323, 285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	22, 190
伊勢河崎商人館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	44, 015
図書館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	815, 700
図書館電算管理システム更新業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	15, 000

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公 共 事 業 等 債	756, 300	778, 800
一 般 単 独 事 業 債	165, 600	175, 200
臨 時 財 政 対 策 債	300, 000	256, 600

令和5年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、51,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,723,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,230,301	300	1,230,601
	1 他会計繰入金	880,301	300	880,601
6 繰越金		1	51,241	51,242
	1 繰越金	1	51,241	51,242
歳入合計		12,671,565	51,541	12,723,106

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		166,047	2,041	168,088
	1 総務管理費	155,876	2,041	157,917
3 国民健康保険事業 費納付金		3,159,733	1,214	3,160,947
	1 医療給付費分	2,056,490	1,214	2,057,704
4 保健事業費		187,172	502	187,674
	1 特定健康診査等事 業費	164,473	502	164,975
6 諸支出金		6,915	47,784	54,699
	1 償還金及び還付加 算金	6,161	47,784	53,945
合 計		12,671,565	51,541	12,723,106

令和5年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、14,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,482,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		2,088,424	△14,021	2,074,403
	1 一般会計繰入金	2,088,424	△14,021	2,074,403
歳入合計		3,496,494	△14,021	3,482,473

令和5年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、15,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,197,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、500,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		499,826	516	500,342
	1 管理費	499,826	516	500,342
歳出合計		499,827	516	500,343

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトル バス運行等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	34,540
ゴールデンウィーク交通規制セーフティ コーン等設置撤去業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2,909

令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,771,912	48,275	8,820,187
第1項	医療費用	8,379,768	47,817	8,427,585
第2項	健診費用	228,068	458	228,526

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,507,865	48,275	4,556,140

令和5年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	927,752千円	5,526千円	933,278千円
ウ 老朽管更新事業	631,921千円	220千円	632,141千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,584,807	△9,784		2,575,023
第1項 営業費用	2,454,126	△9,784		2,444,342

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,199,649千円」を「1,205,395千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	2,092,125	5,746		2,097,871
第1項 建設改良費	1,691,330	5,746		1,697,076

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	265,431	△3,893	261,538

令和5年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,382,063 千円	5,156 千円	2,387,219 千円
カ ポンプ場更新事業	262,781 千円	2,356 千円	265,137 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	4,522,968	14,743	4,537,711	
第1項 営業費用	3,216,148	14,743	3,230,891	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,582,172 千円」を「1,589,684 千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	6,009,391	7,512	6,016,903	
第1項 建設改良費	4,161,570	7,512	4,169,082	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	293,050	22,545	315,595

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、382,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,657,293千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		23,697,509	89,688	23,787,197
	1 社会福祉費	8,603,293	7,783	8,611,076
	2 老人福祉費	4,753,151	50,514	4,803,665
	3 児童福祉費	7,928,795	31,391	7,960,186
4 衛生費		6,537,760	67,460	6,605,220
	1 保健衛生費	4,465,659	67,460	4,533,119
7 商工費		569,868	225,000	794,868
	1 商工費	569,868	225,000	794,868
合 計		56,275,145	382,148	56,657,293

令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。 （単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,519,793	8,910	8,528,703
第3項	医業外収益	1,355,459	8,910	1,364,369

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(3)	原油価格・物価高騰等に対する支援金	0	8,910	8,910

伊勢市告示第 55 号

令和 6 年 1 月 19 日に専決処分をした令和 5 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、452,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、57,109,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金 支給事業	180,000

伊勢市告示第 56 号

令和 6 年 3 月 15 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 6 年度当初予算及び令和 5 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度 伊勢市一般会計予算

令和6年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,949,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		15,280,000
	1 市民税	6,190,000
	2 固定資産税	6,508,883
	3 軽自動車税	452,500
	4 市たばこ税	786,617
	5 入湯税	20,000
	6 都市計画税	1,322,000
2 地方譲与税		342,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 森林環境譲与税	42,000
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		75,000
	1 配当割交付金	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		300,000
	1 法人事業税交付金	300,000
7 地方消費税交付金		2,950,000
	1 地方消費税交付金	2,950,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		40,000
	1 環境性能割交付金	40,000
11 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		86,101
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	86,101

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方特例交付金		930,001
	1 地方特例交付金	930,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		11,780,000
	1 地方交付税	11,780,000
14 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
15 分担金及び負担金		645,140
	1 負担金	645,140
16 使用料及び手数料		314,537
	1 使用料	262,393
	2 手数料	52,144
17 国庫支出金		8,481,640
	1 国庫負担金	6,290,418
	2 国庫補助金	2,124,517
	3 委託金	66,705
18 県支出金		4,134,984
	1 県負担金	2,587,187
	2 県補助金	1,339,756
	3 委託金	208,041
19 財産収入		48,192
	1 財産運用収入	47,884
	2 財産売払収入	308
20 寄附金		560,001
	1 寄附金	560,001
21 繰入金		4,946,621
	1 基金繰入金	4,872,071
	2 特別会計繰入金	74,550
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		296,789
	1 議会費	296,789
2 総務費		4,748,248
	1 総務管理費	3,760,763
	2 徴税費	541,853
	3 戸籍住民基本台帳費	352,693
	4 選挙費	26,184
	5 統計調査費	30,411
	6 監査委員費	36,344
3 民生費		21,990,490
	1 社会福祉費	6,998,858
	2 老人福祉費	4,794,626
	3 児童福祉費	7,933,429
	4 生活保護費	2,174,328
	5 人権政策費	69,751
	6 国民年金事務費	19,498
4 衛生費		5,111,266
	1 保健衛生費	2,913,380
	2 清掃費	2,197,886
5 労働費		65,011
	1 労働諸費	65,011
6 農林水産業費		1,149,533
	1 農業費	785,583
	2 林業費	82,120
	3 水産業費	281,830
7 商工費		356,647
	1 商工費	356,647
8 観光費		508,416
	1 観光費	508,416
9 土木費		8,052,996
	1 土木管理費	392,100

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	3,192,208
	3 河川費	842,595
	4 港湾海岸費	40,161
	5 都市計画費	3,209,655
	6 住宅費	376,277
10 消防費		2,379,598
	1 消防費	2,379,598
11 教育費		4,549,593
	1 教育総務費	1,480,357
	2 小学校費	583,581
	3 中学校費	441,975
	4 幼稚園費	147,191
	5 社会教育費	725,862
	6 保健体育費	1,170,627
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,690,375
	1 公債費	5,690,375
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	54,949,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
システム標準化対応業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	305,642
行政情報パソコン等更新事業	自 令和6年度 至 令和7年度	85,756
ふるさと応援寄附金サイト関連経費 (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和7年度	133,000
第3期健康づくり 指針策定業務委託	自 令和7年度 至 令和7年度	5,060
農業振興地域整備計画 基礎調査等業務委託	自 令和7年度 至 令和7年度	4,631
新産業創出支援事業補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	2,000
観光客実態調査業務委託 (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和7年度	4,883
船倉ポンプ場補修工事	自 令和7年度 至 令和7年度	49,314
景観形成推進事業補助金 (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和7年度	4,000
名勝二見浦保存活用計画策定業務委託	自 令和7年度 至 令和7年度	3,487
子ども読書支援プロジェクト 実証事業業務委託	自 令和7年度 至 令和7年度	5,931

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	1,167,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業債	59,100			
学校教育施設等整備事業債	137,600			
社会福祉施設整備事業債	33,600			
一般廃棄物処理事業債	5,300			
一般単独事業債	133,100			
地域活性化事業債	28,700			
防災対策事業債	40,000			
地方道路等整備事業債	263,400			
緊急防災・減災事業債	118,500			
公共施設等適正管理推進事業債	22,900			
脱炭素化推進事業債	11,400			
緊急自然災害防止対策事業債	956,800			
緊急浚渫推進事業債	42,600			
水道事業出資債	46,500			
臨時財政対策債	100,000			

令和6年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和6年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,675,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,090,619
	1 国民健康保険料	2,090,619
2 国民健康保険税		2
	1 国民健康保険税	2
3 県支出金		9,254,204
	1 県補助金	9,254,204
4 財産収入		703
	1 財産運用収入	703
5 繰入金		1,301,806
	1 他会計繰入金	901,806
	2 基金繰入金	400,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		28,382
	1 延滞金、加算金及び過料	17,351
	2 預金利子	10
	3 雑入	11,021
歳入合計		12,675,717

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		180,405
	1 総務管理費	169,522
	2 賦課徴収費	10,528
	3 運営協議会費	355
2 保険給付費		9,069,430
	1 療養諸費	7,821,619
	2 高額療養費	1,214,010
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	24,000
	5 葬祭諸費	9,600
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		3,229,498
	1 医療給付費分	2,112,252
	2 後期高齢者支援金等分	833,584
	3 介護納付金分	283,662
4 保健事業費		179,510
	1 特定健康診査等事業費	156,378
	2 保健事業費	23,132
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		6,854
	1 償還金及び還付加算金	6,151
	2 基金積立金	703
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		12,675,717

令和6年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,797,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,610,835
	1 後期高齢者医療保険料	1,610,835
2 繰入金		2,184,687
	1 一般会計繰入金	2,184,687
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,797,843

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		71,365
	1 総務管理費	65,908
	2 徴収費	5,457
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,723,156
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,723,156
3 公債費		2
	1 公債費	2
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,797,843

令和6年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和6年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,147,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,780,521
	1 介護保険料	2,780,521
2 国庫支出金		3,733,906
	1 国庫負担金	2,881,519
	2 国庫補助金	852,387
3 支払基金交付金		3,963,272
	1 支払基金交付金	3,963,272
4 県支出金		1,846,100
	1 県負担金	1,800,949
	2 県補助金	45,151
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,823,164
	1 一般会計繰入金	2,353,996
	2 基金繰入金	469,168
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		144
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	142
歳入合計		15,147,608

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		298,688
	1 総務管理費	223,917
	2 徴収費	12,915
	3 介護認定諸費	61,856
2 保険給付費		14,407,595
	1 介護サービス等諸費	14,407,595
3 地域支援事業費		359,774
	1 地域支援事業費	359,774
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		79,651
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 繰出金	74,550
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		15,147,608

令和6年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和6年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		557,144
	1 事業収入	557,144
2 財産収入		279
	1 財産運用収入	279
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		557,434

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		557,433
	1 管理費	557,433
2 公債費		1
	1 公債費	1
歳 出	合 計	557,434

令和6年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和6年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 530,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		28,254
	1 財産運用収入	3,087
	2 財産売却収入	25,167
2 繰入金		502,502
	1 基金繰入金	502,502
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		530,758

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		530,758
	1 管理費	28,256
	2 事業費	502,502
歳 出	合 計	530,758

令和6年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 89,790 人
	外 来 126,360 人
	健診・ドック 14,153 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 246 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 51 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,374,832
第1項 医 業 収 益	6,939,675
第2項 健 診 収 益	382,464
第3項 医 業 外 収 益	1,052,593
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,826,128
第1項 医 業 費 用	8,422,576
第2項 健 診 費 用	227,296
第3項 医 業 外 費 用	175,156
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 288,002 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 288,002 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款	資 本 的 収 入	510,334
第1項	負 担 金	240,162
第2項	企 業 債	240,000
第3項	寄 附 金	3,000
第4項	基 金 繰 入 金	25,380
第5項	投 資 償 還 金	1,792

(単位：千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第1款	資 本 的 支 出	798,336
第1項	建 設 改 良 費	290,000
第2項	企 業 債 償 還 金	460,764
第3項	投 資	25,380
第4項	基 金 積 立 金	22,192

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院給食業務委託 (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和9年度	586,179

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	240,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			4,564,671
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			7,086
(2)	経営改善のための補助金			136,000

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,634,600千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種	類	名	称	数	量
器	械	備	品	ネ	ット
				ワ	ーク
				シ	ステム
				一	式

令和6年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	58,028 戸
(2) 総 給 水 量	15,491 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	42,441 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	63,300
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	709,280
ウ 老朽管更新事業	497,482
エ 加圧施設更新事業	17,000
オ 庁舎建設事業	371,788

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,720,373
第1項 営業収益	2,416,320
第2項 営業外収益	304,053

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,563,812
第1項 営業費用	2,425,627
第2項 営業外費用	128,185
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,290,439千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	795,340
第1項 企業債	546,000
第2項 負担金	180,197
第3項 他会計補助金	22,643
第4項 出資金	46,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	2,085,779
第1項 建設改良費	1,674,292
第2項 償還金	411,487

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道料金納入通知書等作成業務委託	自 令和6年度 至 令和8年度	10,795
水道料金等クレジットカード決済 収納業務委託	自 令和7年度 至 令和9年度	18,429
中須水源地遠方監視制御装置更新 業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	80,000
五十鈴川送水管布設工事	自 令和7年度 至 令和7年度	56,000
上下水道部庁舎建設工事	自 令和7年度 至 令和7年度	300,571
上下水道部庁舎建設工事監理業務 委託	自 令和7年度 至 令和7年度	3,290

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
上水道事業	546,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し くは低利に借換 えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職員給与費	275,603

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,674千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和6年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	28,808 戸
(2) 総 排 水 量	7,128 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	19,529 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,402,703
イ 汚水管渠更新事業	77,000
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	276,400
オ 雨水管渠更新事業	93,600
カ ポンプ場築造事業	22,000
キ ポンプ場更新事業	622,605
ク 庁舎建設事業	257,887

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,107,499
第1項 営業収益	1,541,112
第2項 営業外収益	2,566,387

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,885,540
第1項 営業費用	3,407,399
第2項 営業外費用	468,141
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,627,470千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	4,531,007
第1項 企業債	2,816,100
第2項 負担金	363,907
第3項 国庫補助金	1,351,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	6,158,477
第1項 建設改良費	4,279,256
第2項 企業債償還金	1,877,721
第3項 諸支出金	1,500

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和6年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和7年度 至 令和11年度	100
令和6年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和6年度 至 令和7年度	3,300
令和6年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	150
下水道使用料クレジットカード決済収納業務委託	自 令和7年度 至 令和9年度	10,799
宇治中村分区汚水幹線築造工事	自 令和7年度 至 令和7年度	110,000
下野ポンプ場2号原動機ほか更新工事	自 令和7年度 至 令和7年度	83,000
上下水道部庁舎建設工事	自 令和7年度 至 令和7年度	220,878
上下水道部庁舎建設工事監理業務委託	自 令和7年度 至 令和7年度	2,060

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業	1,993,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	12,000			
流域下水道事業	510,300			
資本費平準化	300,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	315,705

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、313,182千円である。

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、370,280千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,739,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,210,000	190,000	16,400,000
	1 市民税	7,088,000	6,500	7,094,500
	2 固定資産税	6,551,000	149,137	6,700,137
	3 軽自動車税	439,000	0	439,000
	4 市たばこ税	775,000	17,363	792,363
	5 入湯税	17,000	3,000	20,000
	6 都市計画税	1,340,000	14,000	1,354,000
2 地方譲与税		314,000	10,744	324,744
	2 自動車重量譲与税	210,000	10,000	220,000
	3 森林環境譲与税	34,000	744	34,744
4 配当割交付金		140,000	△40,000	100,000
	1 配当割交付金	140,000	△40,000	100,000
6 法人事業税交付金		250,000	50,000	300,000
	1 法人事業税交付金	250,000	50,000	300,000
7 地方消費税交付金		3,050,000	△20,000	3,030,000
	1 地方消費税交付金	3,050,000	△20,000	3,030,000
8 ゴルフ場利用税交付金		12,000	△1,000	11,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000	△1,000	11,000
10 環境性能割交付金		28,000	10,000	38,000
	1 環境性能割交付金	28,000	10,000	38,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		85,700	1,117	86,817
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	1,117	86,817
13 地方交付税		12,053,013	228,531	12,281,544
	1 地方交付税	12,053,013	228,531	12,281,544

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 交通安全対策特別 交付金		13,000	△3,263	9,737
	1 交通安全対策特別 交付金	13,000	△3,263	9,737
15 分担金及び負担金		647,583	△9,319	638,264
	1 負担金	647,583	△9,319	638,264
16 使用料及び手数料		315,489	△3,008	312,481
	1 使用料	261,413	△3,007	258,406
	2 手数料	54,076	△1	54,075
17 国庫支出金		11,300,628	△504,367	10,796,261
	1 国庫負担金	6,621,323	△267,109	6,354,214
	2 国庫補助金	4,616,500	△232,381	4,384,119
	3 委託金	62,805	△4,877	57,928
18 県支出金		3,958,226	94,911	4,053,137
	1 県負担金	2,495,412	29,470	2,524,882
	2 県補助金	1,198,808	83,782	1,282,590
	3 委託金	264,006	△18,341	245,665
19 財産収入		44,511	10,097	54,608
	1 財産運用収入	44,203	3,468	47,671
	2 財産売払収入	308	6,629	6,937
21 繰入金		4,150,437	△534,005	3,616,432
	1 基金繰入金	4,070,350	△524,595	3,545,755
	2 特別会計繰入金	80,087	△9,410	70,677
23 諸収入		709,802	175,282	885,084
	1 延滞金、加算金及 び過料	5,000	80,000	85,000
	3 貸付金元利収入	12,793	△176	12,617
	4 受託事業収入	32,240	△9,814	22,426
	5 雑入	659,669	105,272	764,941
24 市債		2,918,300	△26,000	2,892,300
	1 市債	2,918,300	△26,000	2,892,300
歳入合計		57,109,793	△370,280	56,739,513

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		309,868	△10,046	299,822
	1 議会費	309,868	△10,046	299,822
2 総務費		4,430,066	165,924	4,595,990
	1 総務管理費	3,395,345	205,898	3,601,243
	2 徴税費	529,089	△6,623	522,466
	3 戸籍住民基本台帳費	357,386	△9,185	348,201
	4 選挙費	83,174	△22,822	60,352
	5 統計調査費	28,855	△872	27,983
	6 監査委員費	36,217	△472	35,745
3 民生費		24,239,697	△114,081	24,125,616
	1 社会福祉費	9,063,576	△6,709	9,056,867
	2 老人福祉費	4,803,665	△37,763	4,765,902
	3 児童福祉費	7,960,186	32,346	7,992,532
	4 生活保護費	2,304,421	△96,588	2,207,833
	5 人権政策費	90,789	△4,051	86,738
	6 国民年金事務費	17,060	△1,316	15,744
4 衛生費		6,605,220	△475,789	6,129,431
	1 保健衛生費	4,533,119	△465,146	4,067,973
	2 清掃費	2,072,101	△10,643	2,061,458
5 労働費		58,683	0	58,683
	1 労働諸費	58,683	0	58,683
6 農林水産業費		1,000,460	75,495	1,075,955
	1 農業費	813,290	22,760	836,050
	2 林業費	94,895	△100	94,795
	3 水産業費	92,275	52,835	145,110
7 商工費		794,868	△29,760	765,108
	1 商工費	794,868	△29,760	765,108
8 観光費		479,202	△3,949	475,253
	1 観光費	479,202	△3,949	475,253
9 土木費		6,808,809	18,718	6,827,527

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	373,203	91,543	464,746
	2 道路橋梁費	2,339,166	△12,940	2,326,226
	3 河川費	771,945	△36,569	735,376
	4 港湾海岸費	40,374	845	41,219
	5 都市計画費	2,950,548	△5,337	2,945,211
	6 住宅費	333,573	△18,824	314,749
10 消防費		2,377,403	△10,913	2,366,490
	1 消防費	2,377,403	△10,913	2,366,490
11 教育費		4,015,568	81,721	4,097,289
	1 教育総務費	1,229,459	△4,543	1,224,916
	2 小学校費	642,814	101,745	744,559
	3 中学校費	362,863	△5,833	357,030
	4 幼稚園費	134,097	△2,366	131,731
	5 社会教育費	584,732	2,574	587,306
	6 保健体育費	1,061,603	△9,856	1,051,747
12 災害復旧費		179,936	△47,318	132,618
	1 農林水産業施設災害復旧費	32,609	△2,500	30,109
	2 公共土木施設災害復旧費	147,315	△44,818	102,497
13 公債費		5,760,011	△20,282	5,739,729
	1 公債費	5,760,011	△20,282	5,739,729
歳出合計		57,109,793	△370,280	56,739,513

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	89,200
	2 清掃費	じん芥収集事業	6,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	17,105
		農業用排水路整備事業	92,039
		農村地域防災減災事業	16,700
		排水機維持管理経費 (機能更新)	72,660
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	53,000
7 商工費	1 商工費	中小企業者物価高騰支援金	41,000
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	98,250
	2 道路橋梁費	新ごみ処理施設整備関連 周辺環境整備事業 (道路新設改良費)	22,603
		道路整備事業	557,181
		新ごみ処理施設整備関連 周辺環境整備事業 (道路整備事業費)	28,323

款	項	事業名	金額 (千円)
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	94,380
	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	29,600
	5 都市計画費	街路整備事業	52,972
		新ごみ処理施設整備関連 周辺環境整備事業 (公園費)	18,738
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	101,745

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	119,730
			補正後	124,419
		橋梁維持事業	補正前	82,000
			補正後	87,000
		中心市街地活性化整備事業	補正前	58,800
			補正後	123,190
	5 都市計画費	公園整備事業	補正前	13,000
			補正後	34,841

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
障害者基幹相談支援センター運營業務委託 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和7年度	3,500

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
固定資産土地評価及び 地番図・家屋図修正業務委託 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和9年度	126,943	自 令和5年度 至 令和9年度	112,200
住民票交付等窓口 業務委託に係る経費 (令和5年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和8年度	182,713	自 令和6年度 至 令和8年度	179,542
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その1)(令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和8年度	1,094,569	自 令和5年度 至 令和8年度	1,033,255

第 4 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
一般補助施設 整備事業債	6,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、地 方公共団体金融機構資 金についてはその融通 条件により、銀行その 他の場合にはその債権 者との協定によるもの とする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えることができる。

廃止

起債の目的	限度額(千円)
公共施設等適正管理推進事業債	4,400

変更

起債の目的	限度額(千円)	
	補正前	補正後
公共事業等債	778,800	806,200
学校教育施設等整備事業債	66,600	145,500
社会福祉施設整備事業債	47,700	71,400
一般単独事業債	175,200	96,100
地域活性化事業債	127,400	91,900
防災対策事業債	61,200	37,900
地方道路等整備事業債	326,600	282,600
緊急防災・減災事業債	65,900	30,100
緊急自然災害防止対策事業債	793,400	857,700
緊急浚渫推進事業債	25,000	26,500
水道事業出資債	74,000	99,100
災害復旧事業債	67,600	36,300

令和5年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、74,734千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,648,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,038,871	13,039	2,051,910
	1 国民健康保険料	2,038,871	13,039	2,051,910
3 県支出金		9,376,410	△79,060	9,297,350
	1 県補助金	9,376,410	△79,060	9,297,350
5 繰入金		1,230,601	△15,819	1,214,782
	1 他会計繰入金	880,601	16,527	897,128
	2 基金繰入金	350,000	△32,346	317,654
6 繰越金		51,242	6,912	58,154
	1 繰越金	51,242	6,912	58,154
8 国庫支出金		0	194	194
	1 国庫補助金	0	194	194
歳入合計		12,723,106	△74,734	12,648,372

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		168,088	△292	167,796
	1 総務管理費	157,917	△150	157,767
	2 賦課徴収費	9,818	△142	9,676
2 保険給付費		9,141,678	△52,600	9,089,078
	1 療養諸費	7,917,030	△52,000	7,865,030
	4 出産育児諸費	20,160	4,000	24,160
	6 傷病手当金	4,777	△4,600	177
3 国民健康保険事業 費納付金		3,160,947	△5,190	3,155,757
	2 後期高齢者支援金 等分	837,018	△1,589	835,429
	3 介護納付金分	266,225	△3,601	262,624
4 保健事業費		187,674	△16,652	171,022
	1 特定健康診査等事 業費	164,975	△15,783	149,192
	2 保健事業費	22,699	△869	21,830
歳 出 合 計		12,723,106	△74,734	12,648,372

令和5年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、65,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,548,165千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,405,749	△9,511	1,396,238
	1 後期高齢者医療保険料	1,405,749	△9,511	1,396,238
2 繰入金		2,074,403	△18,506	2,055,897
	1 一般会計繰入金	2,074,403	△18,506	2,055,897
3 繰越金		10	60,364	60,374
	1 繰越金	10	60,364	60,374
4 諸収入		2,311	33,345	35,656
	1 延滞金、加算金及び過料	1	195	196
	2 雑入	2,310	33,150	35,460
歳入合計		3,482,473	65,692	3,548,165

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		65,652	△4,925	60,727
	1 総務管理費	60,677	△4,925	55,752
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,413,499	31,240	3,444,739
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,413,499	31,240	3,444,739
4 諸支出金		2,320	39,377	41,697
	1 償還金及び還付加 算金	2,320	39,377	41,697
歳 出 合 計		3,482,473	65,692	3,548,165

令和5年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、46,935千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,150,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,777,707	27,085	2,804,792
	1 介護保険料	2,777,707	27,085	2,804,792
2 国庫支出金		3,682,271	△266,371	3,415,900
	1 国庫負担金	2,839,182	△263,881	2,575,301
	2 国庫補助金	843,089	△2,490	840,599
3 支払基金交付金		3,926,681	△112,714	3,813,967
	1 支払基金交付金	3,926,681	△112,714	3,813,967
4 県支出金		1,819,846	215,430	2,035,276
	1 県負担金	1,774,488	217,108	1,991,596
	2 県補助金	45,358	△1,678	43,680
5 財産収入		500	△29	471
	1 財産運用収入	500	△29	471
6 繰入金		2,741,859	△286,596	2,455,263
	1 一般会計繰入金	2,315,012	△7,525	2,307,487
	2 基金繰入金	426,847	△279,071	147,776
7 繰越金		248,002	373,110	621,112
	1 繰越金	248,002	373,110	621,112
8 諸収入		170	3,150	3,320
	1 延滞金、加算金及び過料	1	339	340
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑入	168	2,812	2,980
歳入合計		15,197,036	△46,935	15,150,101

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		281,341	△3,016	278,325
	1 総務管理費	205,945	△1,006	204,939
	3 介護認定諸費	63,007	△2,010	60,997
2 保険給付費		14,195,910	△16,937	14,178,973
	1 介護サービス等諸費	14,195,910	△16,937	14,178,973
3 地域支援事業費		361,471	△17,543	343,928
	1 地域支援事業費	361,471	△17,543	343,928
4 基金積立金		500	△29	471
	1 基金積立金	500	△29	471
6 諸支出金		356,414	△9,410	347,004
	2 繰出金	80,087	△9,410	70,677
歳 出 合 計		15,197,036	△46,935	15,150,101

令和5年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、118,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、618,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		499,660	30,350	530,010
	1 事業収入	499,660	30,350	530,010
3 繰越金		526	88,066	88,592
	1 繰越金	526	88,066	88,592
歳入合計		500,343	118,416	618,759

令和5年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、249,518千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、222,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		17,527	5,116	22,643
	1 財産運用収入	3,705	△681	3,024
	2 財産売却収入	13,822	5,797	19,619
2 繰入金		454,812	△254,699	200,113
	1 基金繰入金	454,812	△254,699	200,113
3 繰越金		1	65	66
	1 繰越金	1	65	66
歳入合計		472,341	△249,518	222,823

令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	90,960人	△ 7,517人	83,443人
	外来	125,740人	1,169人	126,909人
	健診・ドック	13,990人	522人	14,512人
(3) 1日平均患者数	入院	249人	△ 21人	228人
	外来	517人	5人	522人
	健診・ドック	50人	1人	51人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,528,703	23,672	8,552,375
第1項	医療収益	6,806,950	△ 210,361	6,596,589
第2項	健診収益	357,284	28,295	385,579
第3項	医療外収益	1,364,369	205,738	1,570,107

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,820,187	△ 11,385	8,808,802
第1項	医療費用	8,427,585	△ 5,735	8,421,850
第2項	健診費用	228,526	△ 7,588	220,938
第3項	医療外費用	162,976	1,938	164,914

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 527,934千円は、当年度分損益勘定留保資金等 527,934千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	618,258	14,675	632,933
第3項	寄附金	3,000	10,125	13,125
第5項	投資償還金	3,954	4,550	8,504

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,145,392	15,475	1,160,867
第4項	基金積立金	6,954	15,475	22,429

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,556,140	△ 65,752	4,490,388

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,534,500	146,897	1,681,397

令和5年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	58,203 戸	△317 戸	57,886 戸
(2) 総 給 水 量	15,733 千m ³	△91 千m ³	15,642 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,104 m ³	△249 m ³	42,855 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	33,000 千円	△8,000 千円	25,000 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	933,278 千円	223,159 千円	1,156,437 千円
ウ 老朽管更新事業	632,141 千円	△48,138 千円	584,003 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,746,722	△22,655	2,724,067	
第1項 営業収益	2,448,007	△13,390	2,434,617	
第2項 営業外収益	298,715	△9,265	289,450	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,575,023	△68,197	2,506,826	
第1項 営業費用	2,444,342	△68,908	2,375,434	
第2項 営業外費用	120,681	711	121,392	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,205,395千円」を「1,244,620千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	892,476	114,987	1,007,463
	第1項 企業債	547,000	46,000	593,000
	第2項 負担金	197,183	△12,100	185,083
	第4項 出資金	74,000	25,100	99,100
	第5項 補助金	52,000	55,987	107,987

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,097,871	154,212	2,252,083
	第1項 建設改良費	1,697,076	161,552	1,858,628
	第2項 償還金	400,795	△7,340	393,455

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 (単位 千円)	期間	限度額 (単位 千円)
水道施設運転管理業務委託	自 令和5年度 至 令和10年度	470,000	自 令和5年度 至 令和7年度	157,883

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	547,000	593,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	261,538	10,479	272,017

令和5年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	28,152戸	160戸	28,312戸
(2) 総排水量	7,265千m ³	△238千m ³	7,027千m ³
(3) 一日平均排水量	19,904m ³	△652m ³	19,252m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,387,219千円	△310,853千円	2,076,366千円
イ 汚水管渠更新事業	155,700千円	△54,373千円	101,327千円
オ ポンプ場築造事業	428,600千円	△79,200千円	349,400千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	4,576,884	49,608	4,626,492	
第1項 営業収益	1,541,455	△35,955	1,505,500	
第2項 営業外収益	2,548,809	13,215	2,562,024	
第3項 特別利益	486,620	72,348	558,968	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	4,537,711	△5,353	4,532,358	
第1項 営業費用	3,230,891	△15,062	3,215,829	
第2項 営業外費用	445,931	9,709	455,640	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,589,684千円」を「1,517,000千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	4,427,219	△492,009	3,935,210
第1項	企業債	2,801,300	△322,100	2,479,200
第2項	負担金	369,419	△9,109	360,310
第3項	国庫補助金	1,256,500	△160,800	1,095,700

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	6,016,903	△564,693	5,452,210
第1項	建設改良費	4,169,082	△564,693	3,604,389

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	2,105,300	1,896,800
流域下水道事業	394,900	281,300

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	315,595	△5,887	309,708

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	392,712	△28,905	363,807

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和6年3月21日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和6年3月27日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第10号 奨学生の決定について
 - 議案第11号 令和6年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
 - 議案第13号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について
 - 議案第14号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和6年3月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
421	有限会社 ヤマモト住設	松阪市嬉野中 川町823番地2	令和6年3月13日	令和11年3月13日

伊勢市公告第 22 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 23 号

伊勢志摩地域自転車等活用推進計画及び伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画を策定しましたので、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 24 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 25 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

省略	省略

伊勢市公告第 26 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので、公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出は、ありませんでした。

令和 6 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 27 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市岡本町財産区条例第1号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（昭和61年伊勢市岡本町財産区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第8条第2項中「あたり特別」を「当たり、特別」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
1階 大会議室	550円
2階 小会議室	330円
2階 楓の間	330円
2階 鹿の間	165円

備考 冷暖房並びに附属の設備及び器具の使用料については、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の伊勢市岡本町財産区岡本会館（以下「会館」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行の日以後の会館の使用に係る改正後の条例第6条の規定による使用料の納付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条並びに改正後の条例第7条及び別表の規定の例により行うことができる。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和6年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市岡本町財産区規則第1号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則（昭和61年伊勢市岡本町財産区規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前号」を「前2号」に改める。

第6条の見出し中「付属設備等」を「冷暖房及び器具」に改め、同条中「付属の設備、器具及び冷暖房」を「冷暖房及び器具」に改める。

第11条第1号中「及び設備、器具」を「、設備及び器具」に改め、同条第2号中「又は窓等にはり紙し」を「、窓等に貼り紙をし」に改める。

別表2の表器具の名称の項中「基本使用料」を「使用料（1回当たり）」に改め、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日以後の器具の使用に係る使用料について適用し、同日前の器具の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣

伊勢市監査委員 中 井 豊

伊勢市監査委員 井 村 貴 志

令和 5 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	3 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	(複数課で認められた事項)	3 頁
	(各課に関する事項)		
	検 査 室	4 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	6 頁
	都 市 整 備 部	7 頁
	総 合 支 所	7 頁
	会 計 課	7 頁
	議 会 事 務 局	7 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 頁
	監 査 委 員 事 務 局	8 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	8 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	8 頁
	上 下 水 道 部	8 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	9 頁
	消 防 本 部 (署)	10 頁
8	む す び	10 頁
9	工 事 監 査	11 頁

令和5年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 井 村 貴 志

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和5年10月18日	総務課 職員課 課税課 検査室
令和5年10月23日	収納推進課 危機管理課 防災施設整備課
令和5年10月24日	秘書課 企画調整課 財政課 営繕課
令和5年10月26日	デジタル政策課 広報広聴課 文化政策課 会計課
令和5年10月27日	市立伊勢総合病院
令和5年10月30日	資産経営課 契約課 戸籍住民課 人権政策課
令和5年10月31日	環境課 ごみ減量課 医療保険課 介護保険課
令和5年11月1日	高齢・障がい福祉課 生活支援課 子育て応援課 福祉監査室
令和5年11月2日	市民交流課 福祉総務課 保育課 農業委員会事務局
令和5年11月7日	健康課 福祉総合支援センター こども発達支援室
令和5年11月8日	明倫保育所 浜郷保育所

令和5年11月13日	観光振興課 観光誘客課
令和5年11月14日	商工労政課 農林水産課
令和5年11月22日	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
令和6年1月16日	監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課
令和6年1月17日	維持課 用地課 住宅政策課
令和6年1月19日	教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 御園生活福祉課
令和6年1月22日	教育研究所 小俣生活福祉課
令和6年1月23日	社会教育課 スポーツ課
令和6年1月24日	御園第一保育園 御園第二保育園
令和6年1月25日	豊浜支所 北浜支所 城田支所 沼木支所
令和6年1月26日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
令和6年1月29日	早修小学校 二見浦小学校 二見中学校 伊勢宮川中学校
令和6年1月30日	厚生小学校 四郷小学校 御園中学校 小俣幼稚園
令和6年2月1日	消防本部（署）
令和6年2月2日	進修小学校 北浜小学校 東大淀小学校
令和6年2月6日	神社支所 大湊支所 宮本支所 浜郷支所 四郷支所
令和6年2月13日	工事監査（下水道施設管理課 桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事）

3 監査の範囲

令和5年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報等の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和5年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された監査委員として、令和5年11月22日までは久保 真が、令和6年1月16日からは井村 貴志が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については議員選任の監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(複数課で認められた事項)

以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全ての課で注意して事務にあたられたい。

- (1) 文書事務において、合議が適切に得られていないものや日付記載が漏れているものが散見された。文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証するエビデンスとなるものである。適切な処理に努めていただきたい。
- (2) 業務委託や指定管理業務について、仕様書等に定める内容が適切に履行されていない事例が散見された。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。
- (3) 補助金や負担金を支出している事業について、使途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。目的どおりに使用されているか、期待した成果が得られたかを検証し、より効果的な事業となるよう努めていただきたい。
- (4) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、書面により支払時期が明らかでない場合の支払期限は、相手方が支払請求をした日から15日以内とみなすとされている。相手方の合意を得た上で、15日を超えて支払っている事例が多数認められたが、法の趣旨を鑑みると適切でない。改善に努められたい。
- (5) 前年度予算で支出すべき経費について、当年度予算から支出した事例が複数生じている。その原因の多くは事務ミスに起因するものであり、今一度、支払手順を見直し、再

発防止に努められたい。

- (6) 一部の契約において、自動更新条項が規定されているものが認められた。予算の裏付けがない状態で翌年度以降の契約を約束するものであり、会計年度独立の原則から改善を要すると考える。複数年度にわたる契約が必要であれば、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

総務課、職員課及び課税課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【収納推進課】

指摘事項

- (1) 昨年度末につり銭用現金の盗難が生じている。管理方法の見直しを行い、公金の適切な管理に努められたい。
- (2) 預貯金調査について、前年度分の手数料を当年度予算で支出した事例が生じている。支払事務を適正に処理されたい。

危 機 管 理 部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

情 報 戦 略 局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

秘書課、デジタル政策課、財政課、広報広聴課及び文化政策課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) ふるさと応援寄附金について、ウェブサイトにも誤った寄附金額を掲載し、本来と異なる金額での寄附申込を受付けたことにより、当該寄附を取り消し、返金を行った事例が認められた。業務管理を徹底し、再発防止に努められたい。

資 産 経 営 部

資産経営課 契約課 営繕課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所（9箇所）

市民交流課、戸籍住民課、人権政策課、環境課及び支所（9箇所）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【ごみ減量課】

指摘事項

- (1) 再生資源回収事業奨励金について、前年度分の奨励金を当年度予算で支出した事例が生じている。支払事務を適正に処理されたい。

健 康 福 祉 部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
福祉監査室 保育所（4園）

医療保険課、高齢・障がい福祉課、福祉総務課、こども発達支援室、福祉監査室及び保育所（4園）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) 過去に取得した切手が簿外管理されている事例が認められた。金券は、現金に準じて適切に管理されたい。

- (2) 業務委託契約について、仕様書や約款等の必要書類が備わっていない事例が複数認められた。双方の権利義務を明確にするため、整備されたい。

【介護保険課】

指摘事項

- (1) 介護保険料の督促状について、対象者を誤り、郵便局に取戻手数料を支出した事例が認められた。職員間の連携及び確認の不足に起因するものであり、事務処理の手順を見直し、再発防止を徹底されたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 生活保護返還金及び徴収金について、督促状が期限内に発送されていない事例が複数認められた。時効にも関わることであり、適正な徴収事務に努められたい。

【福祉総合支援センター】

指摘事項

- (1) 健康福祉ステーションについて、防火管理者の選任及び消防計画の策定が適正になされていない。建物の管理者と協議し、適正に措置されたい。
- (2) 受託者が利用料金の徴収を行っている業務委託について、収納委託手続、会計管理者への通知及び告示をしていないものが複数認められた。適正に処理されたい。

【子育て応援課】

指摘事項

- (1) 放課後児童クラブの利用料金の取扱について、改善を要する事例が認められた。指定管理における利用料金制及び業務委託における収納委託について、条例整備等を行い、事務処理を適正にされたい。
- (2) 業務委託にて運営する放課後児童クラブについて、要綱に則り必要とされている認定申請要件を確認できない事例が認められた。適正な運営に努められたい。
- (3) 子ども学習サポート事業について、仕様書に定める内容が適切に履行されていない事例が認められた。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

【保育課】

指摘事項

- (1) 備蓄飲食料について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が生じている。支払事務について、適正に履行されたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

監理課、都市計画課、交通政策課、基盤整備課及び用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【維持課】

指摘事項

- (1) 前年度分の修繕料を当年度予算で支出した事例が生じている。また、本件は、市の規定で必要とされる事務処理過程を経ていない。再発防止を徹底されたい。
- (2) 市が使用貸借している土地について、契約更新手続きがされていない事例が生じている。権利や紛争解決の根拠となるものであり、適切に管理されたい。

【住宅政策課】

指摘事項

- (1) 手書き用領収書について、通し番号を誤った領収書を破棄した事例が認められた。現金授受の明確なエビデンスとなるものであり、適切に管理されたい。
- (2) 伊勢市営住宅等の管理に関する指定管理の年度協定について、締結の際に必要な見積書を受領していない。適正な事務処理をされたい。

総 合 支 所

二見総合支所生活福祉課 小俣総合支所生活福祉課 御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 期日前投票管理者報酬について、支払金額を誤った事例が生じている。支払事務について、適正に履行されたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 医療事務窓口業務委託について、契約期間満了に伴い事業者が変更となった後、業務完了届が提出されていない。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。また、引継完了報告書について、收受等の処理がされていない。適正な事務処理に努められたい。
- (2) 診療委託業務の委託先のうち1箇所について、依頼書のみで支出している。他の施設と同様に、契約締結が必要と考える。適切な事務処理に努められたい。

意見

- (1) 業務委託契約書に、本来添付すべき市の定型約款を添付していない事例が複数認められた。双方の権利義務の明確化のため検討いただきたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

教育委員会事務局

教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校・幼稚園（小学校7校、中学校3校、幼稚園1園）

学校施設整備課及び教育研究所については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

(1) 小学校1校で、消耗品の購入費等について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が多数生じている。支払先に多大な迷惑を掛けるものである。適切に指導し、再発防止を徹底されたい。

また、支払遅延の結果、前年度に支払うことができず、当年度予算から支出した事例も多数生じている。単年度主義を逸脱するものであり、適切に指導し、再発防止を徹底されたい。

(2) 各学校に支出した負担金及び学校徴収金の会計処理について、収入や支出に係る伝票書類が作成されていない等、見直しを要する事例が認められた。これまでもマニュアルや管理規程を整備されているところであるが、より一層、適切に管理されるよう指導されたい。

【学校教育課】

指摘事項

(1) 複数の学校で鍵を紛失した事例が生じている。児童の安全に関わる重大な問題である。紛失を把握するまでに長期間経過している事例も認められた。学校運営に支障を来さない配慮は必要であるが、必要な際に限り貸与している学校もみられた。貸与方法を見直したり、使用後には即日返還する等、管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。

(2) 小学校1校でUSBメモリを紛失した事例が生じている。業務データの管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。

(3) 各学校に支出した負担金及び学校徴収金の会計処理について、収入や支出に係る伝票書類の作成がされていない等、見直しを要する事例が認められた。これまでもマニュアルや管理規程を整備されているところであるが、より一層、適切に管理されるよう指導されたい。

【社会教育課】

指摘事項

(1) 青少年育成市民会議の支出文書について、支出額や支出理由等の記載がされておらず、また別紙の添付がない事例が認められた。文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証するエビデンスとなるものである。適切な処理に努められたい。

【スポーツ課】

指摘事項

(1) 消耗品の支払について、支払額を誤った事例が生じている。事務の検証過程の改善を図り、再発防止に努められたい。

【小中学校・幼稚園（小学校7校、中学校3校、幼稚園1園）】

指摘事項

- (1) 教育委員会事務局からの負担金等について、収入や支出に係る伝票書類が作成されていない。用途及び成果を検証するために必要である。改善されたい。
- (2) 学校口座の通帳に一部精算処理がなされていないものが認められた。速やかに精算処理を行うとともに、適切な事務処理をされたい。
- (3) 小学校1校で、消耗品の購入費等について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が多数生じている。支払先に多大な迷惑を掛けるものである。事務処理を見直し、再発防止を徹底されたい。
また、支払遅延の結果、前年度に支払うことができず、当年度予算から支出した事例も多数生じている。単年度主義を逸脱するものであり、事務処理を見直し、再発防止を徹底されたい。
- (4) 複数の学校で鍵を紛失した事例が生じている。児童の安全に関わる重大な問題である。紛失を把握するまでに長期間経過している事例も認められた。学校運営に支障を来さない配慮は必要であるが、必要な際に限り貸与している学校もみられた。貸与方法を見直したり、使用後には即日返還する等、管理方法を工夫し、再発防止を徹底されたい。
- (5) 小学校1校で、USBメモリを紛失した事例が生じている。業務データの管理方法を見直し、再発防止を徹底されたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 消防団員の報酬に係る所得税について、制度の改正を認識していなかったことにより、支払額に不足を生じた事例が生じている。再発防止に努められたい。
- (2) 消防本部・防災センター庁舎管理業務委託において、仕様書で求めている書類が提出されていない事例が認められた。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

8 むすび

本年は例年と比較し、多くの支払事務のミスや管理運営の不備が発生している印象を受けた。これらは、もう少し注意すれば防ぐことができた事例が大半であるが、例え、些細なミスであっても、大きな問題に繋がるリスクを内包するものである。担当者個人にその原因を帰するのではなく、組織全体の問題と捉え、改善に努めていただきたい。

今後、財政状況の厳しさが増していく中、現在実施している全ての事業の継続は困難になることが想定される。市民から求められる事業を見極め、経費を効率的に充当するためには、目標設定及び成果の検証を行うことが重要である。将来にわたり、市民に選ばれるまちであり続けられるよう、一層励んでいただきたい。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和6年2月13日	桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事	下水道施設管理課

2 監査の方法

令和5年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

意見

- (1) 関連団体や地域関係者等との協議に関する記録や地域住民等への説明会記録が公文書として保存されていない事例が認められた。対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成し、保存していただきたい。
- (2) 出来形管理、品質管理及び写真管理について、実施記録が確認できなかった。監督員の業務に支障が生じないように検討いただきたい。
- (3) 災害防止協議会について実施記録が確認できなかった。監督員として、契約内容に則り適切に実施されているか確認できるよう検討いただきたい。

4 工事技術調査結果報告書の概要

【桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事】

(1) 工事概要

ア 工事場所	伊勢市常磐1丁目地内ほか
イ 工事内容	管渠内面被覆工（製管工法） L=63.4m
ウ 工事受注業者	業 者 名：株式会社西山組：三重県伊勢市宮後2丁目 現場代理人：資格/経験年 1級土木施工管理技士 監理技術者：資格/経験年 1級土木施工管理技士
エ 設計業務委託業者（業務年度）	株式会社 松阪コンサルタント（令和4年度）
オ 施工監理	自主監理
カ 工事費	設計金額 87,621,600円（消費税含む） 予定価格 87,621,600円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 78,859,000円（消費税含む） 請負金額 82,280,000円（消費税含む） 落札率 （対設計:93.9%） （対予定:93.9%）

キ	工事期間	令和5年9月8日 ~ 令和6年3月13日
ク	工事進捗状況	計画出来高 73.4% 実施出来高 73.4% (遅れなし、1月末現在)
ケ	公告又は指名通知	令和5年8月7日
コ	入札年月日	令和5年9月5日
サ	財源内訳	防災・安全交付金（雨水管渠更新事業 国 50%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和5年9月8日
セ	履行保証体系	履行保証 東日本建設業保証株式会社

(2) 工事技術調査講評

ア 調査内容

工事技術調査（以後「調査」という。）は、全国都市監査委員会制定の「都市監査基準」（令和2年改正）の「実務ガイドライン」に準拠し実施した。具体的には、計画、設計、積算、入札・契約、施工・監理について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的であるかという観点で実施した。

調査対象工事は、雨水管渠内面被覆工（製管工法、L=63.4m）である。

書類調査では、事前に提示された書類を基に、疑問点及び確認事項を質問することにより、各段階における技術的事項について調査した。

イ 総括講評

書類調査及び現場施工状況調査では、是正、改善が必要な大きな問題はなく全般的に良好と言える。引き続き工事監督及び検査業務を適切に行い、現場周辺の環境に配慮しつつ、安全かつ確実な工事進捗に努められたい。

調査結果から、軽微な事項であるが留意すべき点を意見として整理する。

なお、それぞれの調査結果について気付いた点は、各項目の所見で記述しているので確認、対応されたい。

ウ 事業計画・設計業務仕様について

当該工事は伊勢市雨水幹線の改築整備の第1号工事である。引き続き実施される工事区間の測量設計業務においては、次の点を業務仕様に織り込まれたい。

- ・更生工法の比較検討では、直接工事費のみでなく、施工性、耐久性、維持管理の難易、施工実績等を含めた総合評価とする。
- ・液状化に対する検討結果から、液状化すると判定した土層に対しては施設の浮上対策等に対するコメントを記述する。

エ 協議記録、施工管理記録等の保管

関連する河川・道路協議、地元関係者への説明会などは終了しているとの回答であったが、その記録文書は確認できなかった。

また、出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類についても、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり確認することができなかった。

監督員は、書面調査時に支障なく提示できるように、業者に提出を求め管理されたい。

オ 工事施工調整会議（三者会議）の開催

施工計画書作成前に、発注者・請負者・設計業者による工事施工調整会議（三者会議）の実施が望ましい。

設計業者を除く2者協議は実施されたが、設計業者の参加による施工計画書作成に向けた照査、基本的事項の確認、課題への対応方針決定など施工条件の確認などの討議が重要である。

(3) 技術士所見

ア 事業計画について

事業目的・整備内容にマッチした予算措置として、国土交通省所管の防災・安全交付金の選択は適切である。

雨水幹線の改築整備は、今後とも継続的に実施されるものであり、改築工法の選定、工事の進め方等について、確かな引継ぎと事業継続に努められたい。

事業実施に対する周辺住民、地権者との合意形成は大きな要件でもあり、工事に関する他機関との協議、地元住民等との協議あるいは説明会の記録は適切に管理されたい。

イ 設計について

構造設計、水理設計ともに問題はない。

液状化の検討において、レベル1地震動に対しては深度4.33mまでの砂質土について対策が必要であり、レベル2地震動に対しては深度12.3mまでの砂質土全層に対して施設の浮上防止対策等が必要であるが、報告書にはその記載がない。

設計業務成果として、液状化に対する対策のコメントを求められたい。

ウ 積算について

工事内容、設計数量に対し、歩掛・単価の適用は適切であり、設計書作成も多重体制の下で照査が実施されており適切である。

エ 入札・契約について

入札公告、入札者評価及び落札者決定の一連の入札手続きは適切である。

履行保証、技術者届け、建退協・保険加入など一連の必要書類が提出されており、契約手続きは適切である。

入札、契約について特に問題はない。

オ 施工管理について

施工計画書は、必要事項が漏れなく記載されており問題ない。

現在まで現場での事故等もなく、また、近隣住民、関係組織等からの苦情も受けていないことから、工事状況に問題がないと言える。

現場事務所が設置されていないため、出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであるが、監督員の巡回作業・確認に支障がないように指導されたい。

カ 現場施工状況について

現場の施工管理及び安全管理状況は良好である。

無事故で工期内完成を目指して工事を続けられたい。

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	井	村	貴志

令和 5 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監査の対象及び実施日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	1 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
	ア 実地監査	2 頁
	○城田地区まちづくり協議会		
	イ 書面監査	3 頁
	○進修まちづくりの会		
	○浜郷地区まちづくり協議会		
	○中島学区まちづくり協議会		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	5 頁
	ア 株式会社スコルチャ三重	5 頁
7	む す び	6 頁

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 井 村 貴 志

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和6年2月16日	城田地区まちづくり協議会	市民交流課
書面監査	進修まちづくりの会	市民交流課
	浜郷地区まちづくり協議会	
	中島学区まちづくり協議会	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体（施設名）	所 管 課
令和6年2月15日	株式会社スコルチャ三重 （三重電子スマイルアリーナ小俣（伊勢市小俣総合体育館）・伊勢市大仏山公園スポーツセンター）	スポーツ課

3 監査の範囲

令和4年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

交付金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、交付金等は交付条件に則って適正に執行されて

いるか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、進修まちづくりの会、浜郷地区まちづくり協議会及び中島学区まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 実地監査

(ア) 事業の内容

○城田地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び臨時特例分)		1,328,591	
合計			3,128,591	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 8,857 円は翌年度に繰り越し、活動事業費のうち、収支決算の余剰金 226,909 円は市に返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 交付金申請に係る収支予算書について、合計額と内訳額の積算額とに相違が認められた。交付の必要性を判断するため、申請書類は的確に審査されたい。
- ② 実績報告に係る決算書について、当初予算額との相違が認められた。その要因は補正予算の計上によるものである。団体の規約に則り、総会の議決を得るべきと考える。今後、活動の柔軟性を考えるならば、補正予算に関する規定を整備するよう指導されたい。

【団体】

意見

- ① 交付金申請に係る収支予算書について、合計額と内訳額の合計とに相違が認められた。申請書類は、交付の必要性を審査する根幹となるものであり、提出にあたり確認いただきたい。
- ② 実績報告に係る決算書の予算額について、当初予算額との相違が認められた。補正予算に関する規定がないことから、役員会における承認処理を行ったとのことであるが、補正予算も予算である。団体の規約では、総会の議決を得るべきと考える。今後は、規定の整備を行い、現状の取扱を追認の上、活動に努めていただきたい。

イ 書面監査

(ア) 事業の内容

○進修まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	2,400,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		1,408,433	
	広報紙配布等協力金		2,535,800	
合計			6,344,233	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 234 円は翌年度に繰り越し、活動事業費のうち、収支決算の余剰金 370,917 円は市へ返還されている。

○浜郷地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特 例分)		2,982,250	
	広報紙配布等協力金		4,389,000	
合計			9,171,250	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 6,621 円及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金 6,220 円は翌年度に繰り越している。

○中島学区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,780,241	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特 例分)		3,856,849	
	広報紙配布等協力金		6,297,400	
合計			11,934,490	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 19,759 円及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金 106,201 円は市へ返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 事務運営及び会計事務について、収入・支出伺いが適切に作成されていない等、改善すべきと思われる事例が散見された。交付金が適切に運用され、その事務が適切に行われるよう、所管課として適切に指導されたい。

意見

- ① 給与又は報酬について、根拠規程がない事例が認められた。給与又は報酬、労働時間等については、規程を作成すべきと考えるので、指導いただきたい。
- ② 食糧費について、「ふるさと未来づくり資金実施要綱」と「ふるさと未来づくり資金の執行のルール」とで記載内容が異なっている。誤解が生じないように、統一すべきと考えるので、検討いただきたい。

【団体】

意見

- ① 収入・支出伺いについて、1箇月分が事後に作成されている団体が認められた。本来、事前に権限者の承認を得ておくべきものと考えるので、見直しを検討いただきたい。
- ② 物品購入について、品名、数量及び用途等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、見直しを検討いただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 株式会社スコルチャ三重

(ア) 公の施設の管理委託内容及び事業実績

三重電子スマイルアリーナ小俣（伊勢市小俣総合体育館）及び伊勢市大仏山公園スポーツセンター

指定期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 176,027,356円（消費税込）

指定管理料：令和4年度分 35,663,298円（消費税込）

収支計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

〈株式会社スコルチャ三重 分〉

(消費税込、単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費関係	19,967,911	指定管理料	35,663,298
維持管理費	8,082,518	施設利用	6,146,915
運営管理費	12,531,712	自主事業	228,000
自主事業	89,215	その他	1,029,483
その他	2,010,676		
支出計	42,682,032	収入計	43,067,696
	収支差額		385,664

(イ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 指定管理者の候補者選定に係る結果通知について、選定外となった理由が提示されていない。市の指定管理者の指定手続は申請に基づいて候補者を選定することとしているものであり、行政手続法上、理由の提示が義務付けられている。適正な事務処理をされたい。

意見

- ① 令和5年4月からの指定管理の公募において、参加希望者が1社のみである。より良い施設運営のため、多くの提案を得ることができるよう、公募方法も工夫いただきたい。

7 むすび

今回の監査では、交付金交付事業において、その使途が判別しがたい支出が認められた。交付目的に沿って使用されたことがわかるよう明示願いたい。所管課においては、その趣旨でもっての指導をお願いしたい。そうすることが、所管課の業務の一助になるものとする。

なお、地方自治法は、「その公益上必要がある場合において補助することができる。」としており、その使途が公益に資するものか、その効果がどうであったのかを絶えず検証し、適切に交付事業に取り組んでいただきたい。

また、指定管理者制度については、指定管理者に特に指摘事項はなく、今後とも施設利用者の増加と満足度の向上に努めていただきたい。

なお、小俣総合体育館の利用について、利用率が上限に近付いているとのことであり、利用希望者に不満が生じないような配慮をお願いしたい。

正 誤

令和5年7月5日第424号に掲載しました令和5年6月30日公表令和5年伊勢市病院事業管理規程第6号（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程）

22 ページ2行目の次に次を加える。

附則第21項を附則第16項とし、附則第22項を附則第17項とし、附則第23項を附則第18項とする。

附則第24項中「附則第21項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第25項中「附則第21項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第26項中「附則第21項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第21項とする。